

意見書

平成25年4月10日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号

住所

氏名

電話番号

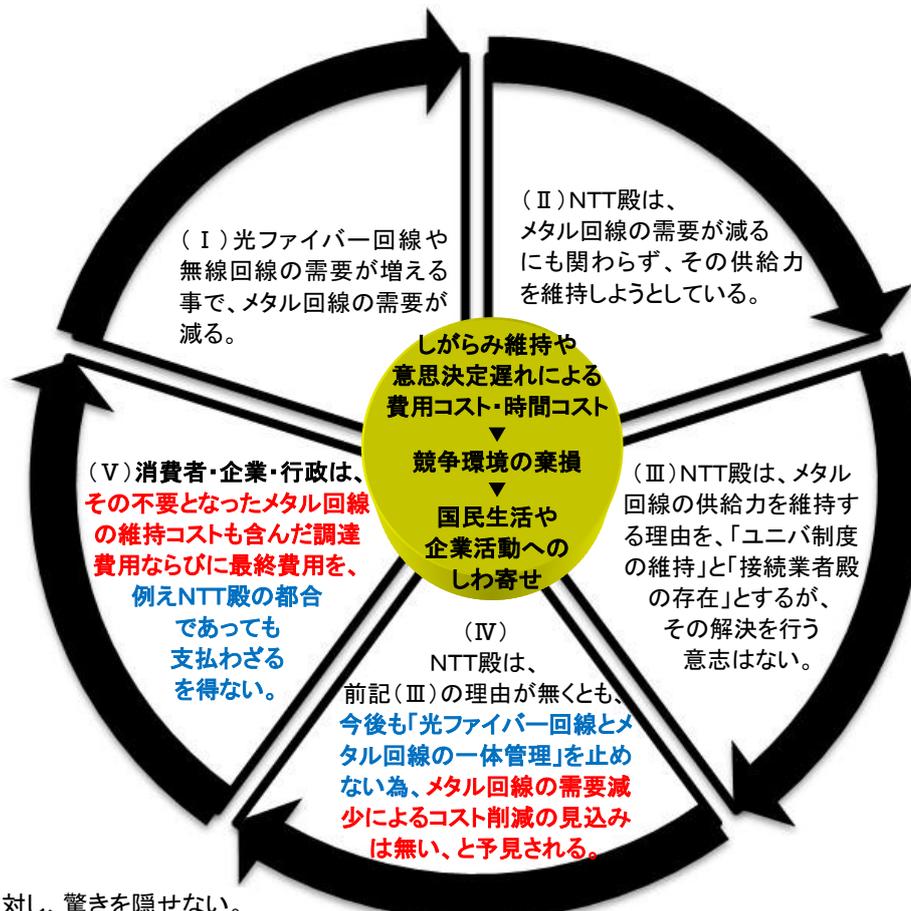
電子メールアドレス

「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(案)への意見書

はじめに

本検討会は、平成23年12月20日の情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(ブロードバンド答申)に基づき開催されているが、本報告書(案)で示された内容を、一枚の図に表すと、



だった事に対し、驚きを隠せない。

その最大の理由は、ブロードバンド答申に示される通り、『PSTN の IP 網への移行を踏まえたメタル回線における適正なコスト算定といった公正競争環境の維持が重要な課題』であり、その解決が求められるからである。

しかしながら、以下にその詳細な根拠を示す通り、(III)については、

- 平成22年12月の情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」には、『早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要であり、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話又は加入電話に相当する光 IP 電話」と変更することにより、NTT東・西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適当と考えられる。』と示される事
- 接続事業者は、メタル回線維持や、NGN収容ではなく、光ファイバー回線での公正競争環境を求めている事
- わが国における本当の課題は、光サービスが提供されない事で、地域の発展ができず、衰退していく事なのである。

また、(IV)については、あくまでもNTT殿の会計処理上の都合でしかないにも関わらず、その改善を促す手段を総務省では持ち合わせていない事については、その解決に向けて法的根拠や事例等を踏まえ以下に提言する。

そして、メタル回線のコストが適切に処理され、消費者・企業・行政の調達費用ならびに最終費用への負担を掛けない事で、情報通信の進化の過程が、わが国の成長の支えに期するものになるよう、心から願っている。

要旨と目次

本意見書は、本報告書(案)の結論部分「第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性」への意見である。

1. 公正競争環境の下での、メタル回線の「供給におけるコストを抑制する為」への意見 P.6~P.23

- ① 本当に、「NTT 東西は IP 網への移行によるメタル回線の需要減少に応じてコスト削減に努めてきている」のか？
- ② 本当に、「接続料は、設備に係る費用とその利用状況から合理的に算定」されているのか？

意見(1-1) 本検討会は、『規制の虞』に陥ってないか？ 総務省の範囲のみで解決できぬ課題では？P.7

本検討会に対し、コスト削減を専門とする外部コンサルタントを用いて、その料金の適正化を向上させる為のアプローチを取るべき、と提言する。(本報告書(取りまとめ)を受ける、情報通信審議会へも提言する。)

意見(1-2) 本検討会は、「公共料金に関する研究会(内閣府 消費者庁 消費生活情報課)」の提言に沿って行われてないのではないか？ フォワード・ルッキング・コストの導入を図られたい。P.8

接続会計制度において、内閣府 消費者庁「公共料金に関する研究会」が示す、『総括原価方式の本来の目的は、「事業に要する費用全ての回収を認めるのではなく、あるべき適正な費用のみの回収を認めること』が機能せず、本検討会が、メタル回線ならびに光ファイバー回線のコスト上昇を見込むならば、NTT殿によってその料金の認可申請が行われるに至る場合は、内閣府 消費者庁 消費者委員会の下で、調査会を設置するよう働き掛けざるを得ないのか？

意見(1-3) 本検討会は、公正取引委員会 独占禁止法の規制内容について理解しているか？ また独占禁止法に基づいた自由な競争基盤の構築に向けて、コストの在り方の見地からどのように検討したか？ そのコスト要因が独占禁止法に抵触しないのか？ 公正取引委員会の正式な回答の記載を求む。 P.11

本検討会に対し、そのコストの在り方を考えるに当たり、ブロードバンド答申の、『IP 網への移行を進めるに当たっては、計画的な移行の影響を受ける利用者や事業者を減らし、積極的な移行を行う者を増やすことが円滑な移行に資するとの観点』を踏まえ、独占禁止法の定める「1. 私的独占について 5. 独占的状态の規制 6. 不公正な取引方法に関する規制について」に対し、どのような検討を行ったか本報告書(取りまとめ)への記載を求むと共に、公正取引委員会の正式な回答の記載を求む。

意見(1-4) 本検討会は、平成22年12月の情報通信審議会答申における「ユニバーサルサービス制度の見直しの背景」を理解しているか？ 情報通信審議会に対し、接続規則の改正を実施する事により、接続規則不合理なコスト計上を防止・抑止する事を求む。 P.13

平成22年12月の情報通信審議会答申において、『早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要』とされている事への見解を、本検討会に問う。

平成22年12月の情報通信審議会答申において、『加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域においては、基本的には、NTT東・西の判断により、利用者から加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよい』とされている事への見解を、本検討会に問う。

情報通信審議会に対し、このメタルから光へ移行することに伴う二重投資を回避を目的とした、接続規則(平成12年郵政省令第64号)の改正を実施する事により、不合理なコスト計上を防止・抑止する事を求む。

意見(1-5) 本検討会は、「会計研報告書に基いた減価償却の在り方」ならびに「IFRSの導入を踏まえた減価償却」について、検討を行うべきではないか？コンポーネントアカウント導入を図られたい。 P.18

本検討会ならびに情報通信審議会に対し、国際会計基準(IFRS)の導入を踏まえた接続会計の算定の在り方について、財務省 金融庁 企業会計審議会の見解を聴取すべき、と提言する。

意見(1-6) 本検討会は、有姿除却の方法について、あらゆる方法を検討したか？また財務省 国税庁に正式な確認をとったのか？ 財務省 国税庁の正式な回答の記載を求む。…………… P.22

本検討会に対し、包縛処理以外の有姿除却の方法について、「① メタル回線の物理的な切断処理、② メタル回線を稼働する為に必要な電装装置の撤去、③ メタル回線を用いたサービスを提供するに必要な機器類の撤去」によるコスト算定ならびに、それら方法による有姿除却が認められるかについて、本報告(取りまとめ)への財務省 国税庁の正式な回答の記載を求む。

意見(1-7) 本検討会は、NTT殿に対し、将来的なメタル回線の廃止のコストを誰が・どのように応分するか確認したのか？ 本検討会の考え方の回答を求むと共に、NTT殿の公的な回答の記載を望む。…………… P.22

本検討会に対し、その将来(2020年～2025年頃)においてメタル回線を廃止するに至る場合においては、そのメタル回線を利用しているユーザーならびに接続事業者が存在しない状態において、このコストを誰が負担するかについて、本報告書(取りまとめ)において本検討会の考え方の回答を求むと共に、NTT殿より公的な回答の記載を望む。

2. 公正競争環境の下での、メタル回線の「供給の必要性を無くす為」への意見 …………… P.23~P.55

- ① どうしたら、『**接続事業者は光サービス市場への移行も出来ないままレガシー市場に留まらざるを得ず、他方、光サービス市場との競争上、レガシー系サービスに係る利用者料金を引き上げられない状況となるため、レガシー系サービスの接続料の上昇は当該事業者にとっては単にコスト負担増に繋がるだけであり、ひいてはこのような競争の減退が利用者に対しても大きな損失を与えることとなる**』旨の懸念』をせずに済むのか？
- ② どうしたら、『**メタル回線の今後の位置づけやアクセス回線の移行スケジュールは必ずしも明らかでないため、接続事業者にとって予見性が高まらない状況にあることから、光サービス市場において十分な競争環境が整備されていないとの認識とあわせ、レガシー系サービスの接続料の上昇について懸念**』をせずに済むのか？

意見(2-1) 本検討会は、接続事業者殿がその接続料で支払うコストよりも、NTT殿が利用者に提供する最終価格の方が安い実態について把握しているか？ また類似の理由により、過去にNTT殿に対し公正取引委員会より私的独占の審判審決が示された事を把握しているか？ …………… P.25

本検討会に対し、利用者や事業者の円滑な移行を促す事に必要とされる『光サービス市場における十分な競争環境』についても、公正取引委員会による私的独占の審判審決を踏まえ、本報告書(取りまとめ)にてどのように検討したかを示すと共に、それがメタル回線のコストにどのような影響を与えているかについて検証を行うべきである、と提言する。

また、この状況が改善しない場合は、公正取引委員会の審判を仰ぐ状況になる事を、情報通信審議会と認識を共有すべきである、と提言する。

意見(2-2) 本検討会は、CATV事業者殿による既存建築物業者との商慣習によって、NTT殿の光ファイバー回線の敷設が妨げられる事例について把握しているか？ 定量的な把握を、本検討会に求む。またマンションやビルにおける光ファイバー回線のコスト抑制効果のある敷設ならびに利用普及が進むよう、国交省や経産省との連携を提言する。…………… P.27

NTT殿がメタル回線を維持する理由になり得る、NTT殿の光ファイバー回線の敷設を妨げている事例の定量的なデータ把握と開示を、本検討会に求む。

日経ビジネスにおけるKDDI殿の社長がインタビューにて示された、『もし光回線サービスを手がけるのが NTT だけになってしまうと、設備競争が成り立たなくなり、改めて国有化などの議論が出てくる可能性もあります。市場全体を見渡せば、今の状況は NTT にとっても悪い話ではないと思います。何とか設備競争ができるようなところまではそっとしておいてほしいというのが今の私の本音です。』について、利用者や接続事業者の不利益になっていないかの検証を求む。

この光ファイバー回線の敷設問題や、メタル回線の存在が、ICT成長戦略会議の「放送サービスの高度化に関する検討会」にて4K・8K(スーパーハイビジョン)放送の伝送路として示されたCATV、IPTVの進捗を妨げる事はないか、本検討会の検証を求む。

本検討会は、本報告書(取りまとめ)にて、光ファイバー回線の敷設コストや宅内等工事コストを削減した普及方法についての調査報告、実施検討ならびに移行検討の勧告も含むべきではないか?その場合は、中国工業・情報化部(工業・情報化省)、中国住房・城郷建設部(住房・城郷建設省)の政策を参考に、複数の事業者が利用可能な光ファイバー回線の住宅設備への設置基準の策定と奨励を国交省や経産省との連携の下で実現する事を提言する。

意見(2-3) 本検討会は、接続事業者殿がメタル回線から光ファイバー回線へのマイグレーションを行う場合において、そのNTT殿の負うコストを抑制させる為の方策について、情報通信審議会に対し、早急な検討を行うよう勧告を行うべきではないか? P.34

本検討会ならびに情報通信審議会に対し、NGNのオープン化に対するブロードバンド答申の考え方にに基づき、『①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」という考え方にに基づき、③「過度な経済的負担がないことに留意」』した、NTT殿と接続事業者殿の双方のコスト抑制効果のあるアンバンドルについて提言する。

日経ビジネスにおけるNTT殿の現社長(平成21年~22年に開催された、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース:(第16回)関係事業者・団体からのヒアリング」)におけるNTT殿の代表出席者であり元副社長)がインタビューにて示された、『ブロードバンド時代を見越して、大容量が保証され、非常にセキュリティの高い NGN(次世代ネットワーク)を構築してきましたが、想定ほど利用されていません。こうしたものを必要としないプレーヤーがどんどん出てきたからです。いいネットワークはコストがかかるし維持が大変です。』に基づき、このコストが各接続事業者や利用者に及ばぬ為、NGNのアンバンドル化を進めるよう提言する。

また、本報告書(案)では触れられていない、「メタル回線+光ファイバー回線+NGNの一体管理」によって、メタル回線へのコストがどのように配賦されているか、本検討会の検証を求む。

意見(2-4) 本検討会は、本報告書(取りまとめ)にて、メタル回線に係る業務(加入電話、第一種公衆電話、直収電話など)について、MVNOによる無線回線サービスでの移行実施検討ならびに選択性導入検討の勧告も含むべきではないか? なお、その実現する地域のメタル回線へのユニバーサルサービス制度への不適用が可能になるのではないか? P.40

そもそもとして、利用者は、電話サービスやブロードバンドサービスを受受したいのであり、メタル回線を維持して欲しい訳では無い、と考えられる。この事から、PSTNからIPの移行にともなう諸課題に伴うコスト負担が上昇する事は、利用者が自身の利益になるとは理解されないだろう。

1.9GHz 帯無線アクセスシステム(λシステム)は、国内の高コスト地域向けの老朽メタルケーブルの更改ツールとして開発され、サービス稼働していた実績があり、ユニバーサル制度の該当を含む電話サービスの提供を目的としていた事を踏まえ、本検討会ならびに情報通信審議会に対し、メタル回線に係る業務(加入電話、第一種公衆電話、直収電話など)について、MVNOによる無線回線サービスへの移行ならびに選択性導入の検討を提言する。また、その1回線当たり卸売価格は、現状のメタル回線の接続料金以下になる事が望ましく、MVNO事業者間の公正な価格競争やサービス競争によって、各接続事業者や利用者の便益が高まる事を期待する。

それでも尚、メタル回線の維持を必要とする特定利用者や特定事業者は、掛かるユニットを専用線として調達し、正当なコストを負担する事で、NTT殿を含む通信事業者ならびに接続事業が応分する接続料金、および利用者転嫁となるユニバーサルサービス料課金など、そのメタル回線を要因とする全てのコストを除外できる、と考える。

意見(2-5) NTT殿がNTT法の第一条(目的)ならびに第三条(責務)を果たせないのであれば、情報通信審議会は、総務省の「ICT 重点技術の研究開発プロジェクト」に対し、光サービス市場への移行に資する研究開発を行うよう勧告を行うべきではないか? 内閣官房は、「IT戦略会議」において、「日本経済再生本部」の示す成長戦略に資する光サービス市場への移行の施策を立案すべきではないか? P.45

わが国における本当の課題は、ブロードバンド答申のメタル回線コストの在り方で示された、『特に、現在メタル回線を用いて DSL サービスが提供されている地域には、未だ光サービスが提供されていない地域も存在しており、そのような地域の利用者は光サービスへの移行もできないまま、コストの増分を負担するか利用そのものを諦めることとなり得ること。』であり、光サービスが提供されない事で、地域の発展ができず、衰退していく事なのである。

本検討会が本報告書(案)において、NTT殿が提供するメタル回線のコストが、今後わが国の経済や国民生活に負担となる事を予見している事をかんがみれば、最先端技術に対してのみ、その技術の研究開発を行うのではなく、総務省は、このメタル回線から光サービス市場に対し、利用者や事業者の円滑な移行を促す事に資する研究開発を行うべきである。

内閣官房は、「IT政策の立て直し」との総理指示、ならびに日本経済再生本部の示す成長戦略の実現には、光サービス市場への移行が不可欠である事をかんがみれば、IT戦略会議にて、その成長戦略に資するメタル回線から光サービス市場への移行施策を立案すべきである。

意見(2-6) 本検討会は、情報通信審議会に対し、そのコストが上昇する場合は、NTT 殿のアクセス回線を構造分離・資本分離の実施検討になる旨を報告すべきではないか？ またNTT殿の経営の在り方がメタル回線のコストになっていないかの検証ならびに今後の予見性を高める為にNTT殿のガバナンスとマネジメントの改善を望む。…………… P.51

本検討会は、情報通信審議会に対し、そのコストが上昇する場合には、NTT 殿のアクセス回線を構造分離・資本分離の検討措置の実施要件に値する旨を報告すべきである、と提言する。

NTT法の第一条(目的)ならびに第三条(責務)を果たせないのであれば、それは経営陣の問題である。優秀な人材が研究開発する創意工夫が、今後のわが国の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割を担えないのは、それは経営陣の問題である。本検討会が、本報告書(案)の「第1章 メタル回線接続料に関する環境変化に伴うメタル回線コスト見直しの必要性」において、その大前提として焦点を合わせるべきコストの発生要因は、このNTT殿の経営の在り方ではなかったのだろうか。

また、メタル回線ならびに光ファイバー回線の在り方について、その最高経営責任を持つ所在、ならびに窓口の所在が、NTT殿の組織内においてどのように機能しているのか、そのガバナンスとマネジメントの存在が見えない事が全ての予見性を妨げる要因である事をかんがみ、情報通信審議会に対し、その改善を求む。

意見(2-7) 本検討会および情報通信審議会は、本報告書(案)に示されたコスト上昇と、平成22年に提案されていた、「アクセス回線会社」を設立した場合とのコスト比較の検証を行うべきではないか？ また、内閣官房は、「IT戦略会議」において、「日本経済再生本部」の示す成長戦略に資する「アクセス回線会社」の在り方への方針ならびに施策を立案すべきではないか？ …………… P.53

本検討会ならびに情報通信審議会に対し、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」においてソフトバンク殿が提案されていた「アクセス回線会社」を導入した場合におけるメタル回線のコスト削減効果を検証すると共に、ソフトバンク殿に対しコスト削減の為に必要な措置について聴取すべきである、と提言する。

その当時、KDDI殿、イーアクセス殿、テレコムサービス協会殿からも、「アクセス回線会社」の実現を求めていた事をかんがみ、これら各事業者に対し再聴取すると共に、ソフトバンク殿の提案以外の「アクセス回線会社」実現策について、その検討を行うべき、と提言する。

加えて、NTT殿自身が、NTT法の第一条(目的)ならびに第三条(責務)を果たし得るその経営の在り方に基いた上で、会社法の下での事業法人であるNTT殿の存在が実現し続け得る為の規制強化・アンバンドル化ならびにNTT殿のアクセス回線を構造分離・資本分離する方法について、「アクセス回線会社」を含む検討を、NTT殿の経営判断として行われる事をここに望む。

また、内閣官房は、「IT政策の立て直し」との総理指示、ならびに日本経済再生本部の示す成長戦略の実現には、光サービス市場への移行が不可欠である事をかんがみれば、IT戦略会議にて、その成長戦略に資する「アクセス回線会社」の在り方について、その検討を行うべき、と提言する。

それらの検討に向けても、本報告書(案)によって諸課題が明らかになった事が、本検討会の開催の最大の効果であったと認識する。本検討会の構成員に対し、ここに御礼を申し上げる。

表: 報告書(案)の各項目に対する意見…………… P.56~P.57

本意見書は、本報告書(案)の結論部分「第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性」への意見であるが、その検証過程である各章については、表において、該当部分を提示する。

本文

1. 公正競争環境の下でのメタル回線の「供給におけるコストを抑制する為」への提言

総論

本検討会に課せられた課題は、平成23年(2011年)12月20日の情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(以下、「ブロードバンド答申」と記す)において、以下の様に示されている。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申

平成23年12月 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html

第4章 事業者対応

1 PSTN における競争環境の維持

(3) メタル回線コストの在り方

ウ 考え方

PSTN から IP 網への移行は、本来アクセス回線の移行と必ずしも直接的な関係はないものの、メタル回線と PSTN、光ファイバ回線と IP 網は、加入電話サービスや 0AB-JIP 電話やブロードバンドサービスの提供と相まって連携して機能していることから、メタル回線と光ファイバ回線の在り方についても、間接的な影響を受けることとなる。

現在、接続事業者は、NTT 東西のメタル回線を利用し、DSL サービス(484 万契約(2011 年 9 月末時点))や直収電話サービス(321 万契約(2011 年 9 月末時点))を提供しており、**NTT 東西は IP 網への移行によるメタル回線の需要減少に応じてコスト削減に努めてきているものの**、NTT 東西の IP 網への移行に伴い、こうしたサービスの提供を支えるドライカッパやラインシェアリングに係る接続料に実質的な影響が生じている。

このような状況について、メタル回線に係る接続料の上昇が接続事業者の IP 網への移行を促進するとの主張もある。**これは、接続料は、設備に係る費用とその利用状況から合理的に算定されるものであり、**利用が減少すれば接続料が上昇することとなるのはやむを得ないことであるため、今回の PSTN から IP 網への移行との関係で言えば、接続事業者が自らの判断で PSTN から IP 網へ移行するインセンティブが働き、これが加速する可能性があるとの考え方である。この考え方は、移行促進が必要となったフェーズにおいては、ユーザに不利益を生じさせないという理由で接続料の上昇を抑制するという政策を採るのは適切ではないとの主張にも繋がっている。

他方、接続事業者からは、「**接続事業者は光サービス市場への移行も出来ないままレガシー市場に留まらざるを得ず、他方、光サービス市場との競争上、レガシー系サービスに係る利用者料金を引き上げられない状況となるため、レガシー系サービスの接続料の上昇は当該事業者にとっては単にコスト負担増に繋がるだけであり、ひいてはこのような競争の減退が利用者に対しても大きな損失を与えることとなる**」旨の懸念が示されている。

これは、今後のネットワークが PSTN から IP 網へ移行する中、**メタル回線の今後の位置づけやアクセス回線の移行スケジュールは必ずしも明らかでないため、**接続事業者にとって予見性が高まらない状況にあることから、**光サービス市場において十分な競争環境が整備されていないとの認識とあわせ、レガシー系サービスの接続料の上昇について懸念**が示されているものである。

この点、以下のような状況を踏まえると、**IP 網への移行を進めるに当たっては、計画的な移行の影響を受ける利用者や事業者を減らし、積極的な移行を行う者を増やすことが円滑な移行に資するとの観点から、**予見性と継続性を重視し、**PSTN の IP 網への移行を踏まえたメタル回線における適正なコスト算定といった公正競争環境の維持が重要な課題となる。**

○ 接続事業者がメタル回線を用いて提供している直収電話及び DSL サービス等については依然一定程度のユーザが存在していること。

○ 特に、現在メタル回線を用いて DSL サービスが提供されている地域には、**未だ光サービスが**

提供されていない地域も存在しており、そのような地域の利用者は光サービスへの移行もできないまま、コストの増分を負担するか利用そのものを諦めることとなり得ること。

○ 仮に DSL サービスを提供している接続事業者が、ユーザ料金の値上げによる利用者減等により当該地域におけるサービス提供を中止した場合、利用者にとってはブロードバンドサービスの選択肢を失うこととなり得ること。

以上を踏まえ、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当である。

なお、その際には、メタル回線のコストの上昇が接続事業者の IP 網への移行を促すという指摘があることに留意しつつも、IP 網への移行の進展に伴い未利用芯線における「未利用」の意味が変化している点、接続料算定方法によってメタル回線の耐用年数が異なる点、移行期における費用配賦のバランスの在り方等についても留意すべきである。

また、IP 網への移行促進が必要となる段階まで同様の考え方が求められるものではなく、あくまで移行促進が必要となる時期には至っていないものの移行を円滑化する必要はある段階において、予見性と継続性の観点により重視される必要があるということであり、PSTN から IP 網への移行の進展状況やメタル回線の移行に係る情報が十分に開示された後まで恒常的な対応を必然的に求めるものではないことに留意することが必要である。

このブロードバンド答申の見解を踏まえれば、

- ① 本当に、「NTT 東西は IP 網への移行によるメタル回線の需要減少に応じてコスト削減に努めてきている」のか？
- ② 本当に、「接続料は、設備に係る費用とその利用状況から合理的に算定」されているのか？

について、その『コスト削減の検証の確保』ならびに『合理的に算定された接続料の担保』の上で予見性を示す事が、『IP 網への移行を進めるに当たっては、計画的な移行の影響を受ける利用者や事業者を減らし、積極的な移行を行う者を増やすことが円滑な移行に資するとの観点』に必要とされる、と考える。

なぜならば、それが行われなければ、『当該事業者にとっては単にコスト負担増に繋がるだけであり、ひいてはこのような競争の減退が利用者に対しても大きな損失を与えることとなる』旨の懸念』が示されているからである。

しかしながら、本検討会による本報告書(案)を読む限りでは、利用者や事業者の円滑な移行を促す事に資する『コスト削減の検証の確保』ならびに『合理的に算定された接続料の担保』が行われているとは言い難い、と指摘せざるを得ない。

その結果として、本検討会による本報告書(案)では、『メタル回線における適正なコスト算定といった公正競争環境の維持が重要な課題となる。』に対する、解決の道筋を示せていない、と指摘せざるを得ない。

以下に、本検討会ならびに本報告書(案)への指摘として、その法的根拠や事例等を踏まえると共に、解決方法について提言する。

意見（1-1）

本検討会は、『規制の虜』に陥っていないか？ 総務省の範囲のみで解決できぬ課題では？

主旨

本検討会に対し、コスト削減を専門とする外部コンサルタントを用いて、その料金の適正化を向上させる為のアプローチを取るべき、と提言する。(本報告書(取りまとめ)を受ける、情報通信審議会へも提言する。)

根拠ならびに詳細説明

本検討会は、本報告書(案)においては、NTT殿より提出された資料のみに基いて、そのコストの見通しを立てている。

しかしながら、コストの在り方を検討するのならば、そのコストを構成するあらゆる要素を最小単位で因数分解し、かつ其々の要因における発生理由ならびに件数を定量分析する事が求められる。また、コストが発生している背景に対し、どのようにすればそのコストが不要になるかの知恵が求められる。

これは、本検討会がその任務として行う場合のみならず、あらゆるコスト検証を行う上でのアプローチである。その分析結果より導いた要件定義によって、目的を達成し得るコストをあらゆる見地から算定するのである。

例えば、一般の企業であれば、そのコストを削減する為には、第三者による見積もり(相見積)を取る。中央省庁や地方自治体であれば、総合評価方式(高度技術提案型総合評価方式を含む)や一般競争入札を行う。

これは、本検討会に課せられた、メタル回線ならびに光ファイバー回線のコストを構成する、減価償却費、施設保全費等、回線管理運営費のみならず、メタルケーブルの収容替え・撤去(NTT殿提出の参考資料1:第2章メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い 資料7~27)に提出されたもの)に関しても同様のアプローチが求められる。

それら第三者的かつ科学的なアプローチが行えないのであれば、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」は、NTT殿より提出された資料のみに基いた「情報の非対称性」を主要因とする、『規制の虜(Regulatory Capture)』に陥っていると指摘せざるを得ない。その状態に陥ってしまっていないか、心配せずにいられない。

なお、最近の中央省庁においては、その調達コストの削減の最新手法として、競り下げ入札の導入を図っている。例えば、株式会社購買戦略研究所殿(<http://www.psic.jp/>)は、内閣府等が共同で実施した一般競争入札において「競り下げシステム運営等業務」を受託したり、企業の一般管理費のコスト削減や、購買の内部統制による財務情報の適正性を提供するサービスを提供したりしている。

この事から、本検討会には、そのコストの在り方ならびに料金の認可申請のプロセスにおいて、これらコスト削減を専門とする外部コンサルタントを用いて、その料金適正化を向上させる為のアプローチを取るべき、と提言する。

また、本検討会から本報告書(取りまとめ)を受ける情報通信審議会に対し、その内容の妥当性を科学的に精査する為にも、これらコスト削減を専門とする外部コンサルタントを用いて、その料金の適正化を向上させる為のアプローチを取るべき、と提言する。

意見(1-2)

本検討会は、「公共料金に関する研究会(内閣府 消費者庁 消費生活情報課)」の提言に沿って行われていないのではないかと、フォワード・ルッキング・コストの導入を図りたい。

主旨

接続会計制度において、内閣府 消費者庁「公共料金に関する研究会」が示す、『総括原価方式の本来の目的は、「事業に要する費用全ての回収を認めるのではなく、あるべき適正な費用のみの回収を認めること」』が機能せず、本検討会が、メタル回線ならびに光ファイバー回線のコスト上昇を見込むならば、NTT殿によってその料金の認可申請が行われるに至る場合は、内閣府 消費者庁 消費者委員会の下で、調査会を設置するよう働き掛けざるを得ないのか？

根拠ならびに詳細説明

本検討会に対し、[前記意見\(1-1\)](#)をせざるを得ない、と申し上げる根拠とは、「公共料金に関する研究会(内閣府 消費者庁 消費生活情報課)」が、平成24年(2012年)11月に提出された以下の報告書を踏まえてのものである。

公共料金に関する研究会

<http://www.caa.go.jp/information/index13.html>

公共料金に関する研究会報告書「公共料金の決定の在り方について」(平成24年11月)

http://www.caa.go.jp/information/pdf/1211_2.pdf

はじめに

東日本大震災と原子力発電所の事故が電気料金に与える影響をめぐる議論を契機に、国民生活に

おける公共料金(注1)の重要性が、あらためて認識されるに至っている。また、公共料金を取り巻く環境は大きく変化しており、一般物価水準の低下が続いていることに加え、制度改革・技術革新等により、公的機関の公共料金に対する関与の在り方が変化した。

さらに、消費者基本法(昭和43年法律第78号)は、消費者の権利として、自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること、必要な情報の提供を受けること、意見が消費者政策へ反映されること等が尊重されるべき旨を規定している。また、公共料金の決定・認可について国は、「消費者に与える影響を十分考慮するよう努めるものとする」と規定している(注2)。

(注1) 国民生活にとって重要なサービスの料金や商品の価格の中には、国会、政府、地方公共団体などの公的機関が、その水準の決定や改定に直接関与しているものがあり、これらは総称して公共料金と呼ばれている。また、公的機関が関与する理由として、自然独占にともなう資源配分や事業効率化、情報の不完全性・非対称性、ユニバーサルサービス等の課題への対応が挙げられてきた。

<中略>

2. 公共料金の水準・内容

(2) 料金の適正性の確保 (料金査定方法の改善)

対応の方向 (原価の範囲・水準の適正性)

総括原価方式の本来の目的は、「事業に要する費用全ての回収を認めるのではなく、あるべき適正な費用のみの回収を認めること」である。原価として認めることが適正であるか、またコスト削減等の経営効率化に寄与しているか、ということが重要である。そして、原価には**フォワード・ルッキング・コスト(注)**の観点から経営効率化努力や技術革新の見込みが適切に織り込まれる必要がある。規制当局は、これらの基準に従い、構成原価の範囲、個々の原価毎に算入すべき範囲の双方を検証すべきである。この要請は、料金引上げの際のみならず、据え置き時の検証の際にも該当する。

例えば、規制料金原価として認めるべき人件費についても、あるべき適正な範囲において、合理的で客観的な基準(類似の企業群の平均やトップランナーの情報等)に基づくべきであり、かつその基準は公開されるべきである。また、調達する財・サービスについて、入札による落札価格を適正な原価として算入することが考えられる。あわせて、入札自体についても、その手続の在り方、例えば仕様の内容について外部の意見が取り入れられ、実質的な競争が行われるように検討を行うべきである。

(注)フォワード・ルッキング・コスト

過去の費用の実績だけを考慮するのではなく、将来の経営効率化、技術革新、需要の見込みなどを考慮に入れ、将来の適正な費用を推定すること。

随意契約取引に関しては、ウェイトの大きな原価に係る調達において、事業者の交渉力向上による低廉化が求められる。特に、子会社・関連会社との取引については、共同研究開発を通じて効率的な研究開発を促進し、その成果を共有するといった長期継続的取引のメリットもあるが、原価の適正性の面からは契約額の削減に資するため、子会社・関連会社も資材・役務調達コストの削減に努めることが考えられる。

規制当局においては、事情に応じて原価として認める費用やその水準に関する基準(「審査要領」等)を作成・公表し、ルールの特明確化、透明化を図るべきである。また、公正報酬率についても、資本調達や経営効率化インセンティブ等の観点から、その妥当性について十分な情報提供を行うべきである。

なお、総括原価方式は、原価の情報が事業者に偏在していること、経済情勢や市場の変化に応じた柔軟な料金設定が困難であること、などの問題点も指摘されていることもあり、制度改革による自由化の取組などを通じ、**より消費者利益に適う方式が選択され、事業効率化、料金低廉化が目指されるべきである。**

上記の引用の通り、今回、本検討会が本報告書(案)が取り扱う範疇は、

- ① メタル回線ならびに光ファイバー回線のコストの在り方を議論されている事
- ② そのコストは、総務省が決定や改定に直接関与する事
- ③ 接続会計は、実績原価方式である事
- ④ 本検討会はその原価の範囲・水準の適正性に関しコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行うもの(PSTN の IP 網への移行を踏まえた メタル回線における適正なコスト算定)

である、と考えられる。

また、「平成19年(2007年)10月:電気通信事業における会計制度の在り方について(電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会)」(以下、「会計研」と記す)の報告書(以下、「会計研報告書」と記す)の第6章によると、

電気通信事業における会計制度の在り方について
2007年10月 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会
http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/071011_1.html

第6章 子会社等との取引の透明化

1. 基本的な考え方

NTT東西の子会社等が、自ら効率的に業務を実施して受託業務で利益をあげること自体は否定されるものではなく、むしろ積極的に評価されるべきものである。しかしながら、現在の会計制度は、仮に子会社等が業務効率化により費用削減効果を上げたとしても、それをNTT東西の会計に適切に反映できるものとなっていない。

2. 受託業務の効率化効果の把握

子会社等の業務効率化による費用削減効果をNTT東西の会計に反映するためには、**まずはNTT東西における子会社等への業務委託費と子会社等における当該受託業務の実施に要した費用を把握し、両者を比較・検証することが必要となる。**

と指摘されるが、本検討会がその報告に基づいた、もしくはその報告に従ったコストの算定を行った形跡が、本報告書(案)の中では見られない。

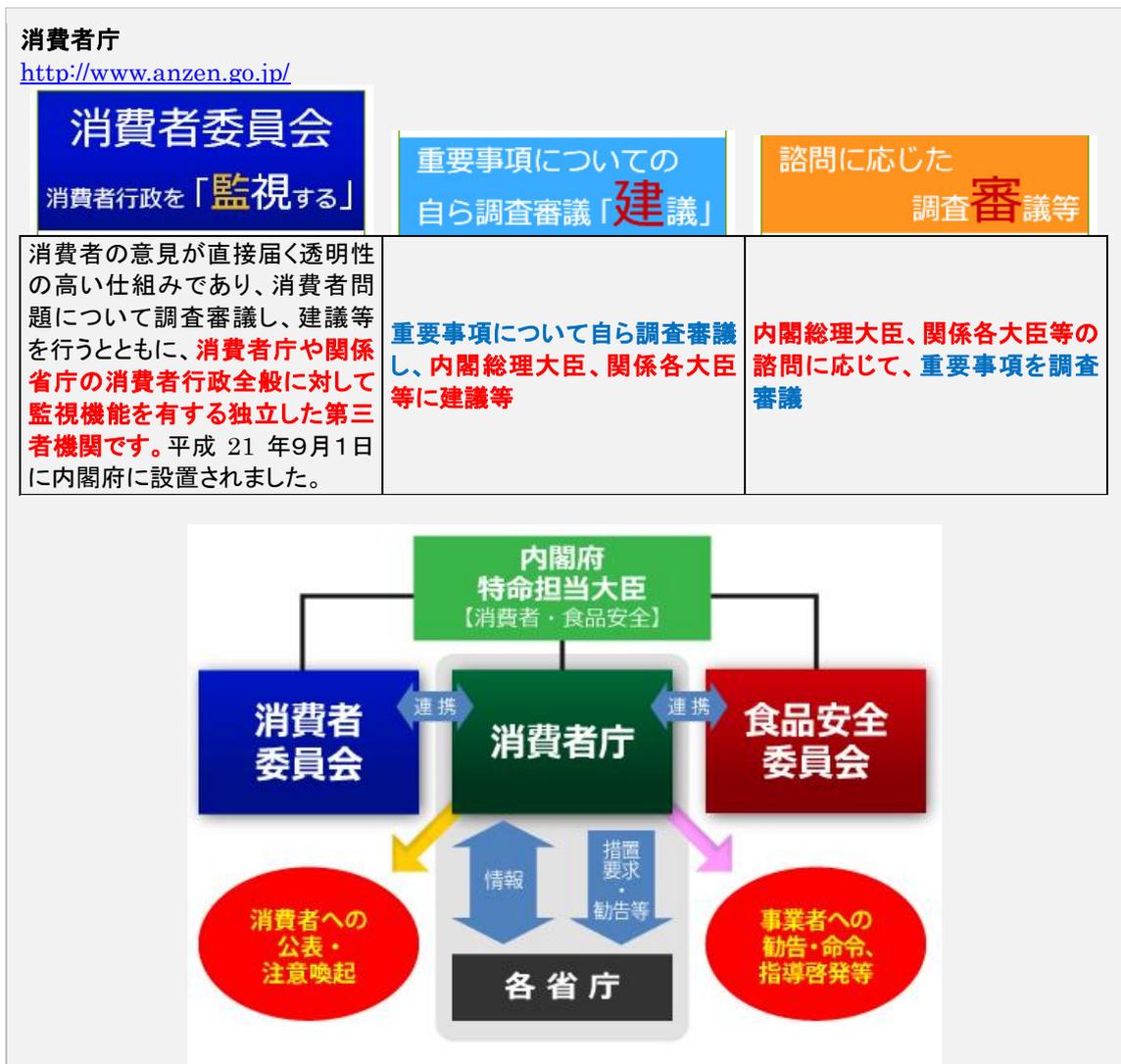
この事から、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」が、コストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行うべきであったアプローチとは、この内閣府による、「公共料金の決定の在り方について」を踏まえるべきであった、と指摘せざるを得ない。

なお、この公共料金に関する研究会とは、内閣府 消費者庁 消費者委員会 公共料金等専門調査会の範疇であり、その設置・運営規定は以下の通りである。そして、この法的根拠の下、現在、電力料金に関して、以下の調査会が行われている所である。

消費者委員会 公共料金等専門調査会設置・運営規程
平成24年11月13日 消費者委員会決定
http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/kokyoryokin/_icsFiles/afieldfile/2012/12/06/181_kokyoryokin.pdf

公共料金等専門調査会、家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会
<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/kokyoryokin/index.html>

以上の事から、本報告書(案)が、「第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性」で示唆する通り、メタル回線ならびに光ファイバー回線のコスト上昇を見込むのであれば、NTT殿によってその料金の認可申請が行われるに至る場合は、内閣府 消費者庁 消費者委員会の下で、調査会を設置するよう働き掛けざるを得ないのではないかと捉える物である。



そして、それに至る場合は、この設置される調査会からの報告（調査会意見）を通じて、本報告書（案）が、「第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性」で示唆するメタル回線ならびに光ファイバー回線のコスト上昇を抑制する事で、消費者を含む受益者への最終負担を抑えられるよう、総務省、ならびに情報通信審議会は、ご検討頂きたい。

意見（1-3）

本検討会は、公正取引委員会 独占禁止法の規制内容について理解しているか？ また独占禁止法に基づいた自由な競争基盤の構築に向けて、コストの在り方の見地からどのように検討したか？ そのコスト要因が独占禁止法に抵触しないのか？ 公正取引委員会の正式な回答の記載を求む。

主旨

本検討会に対し、そのコストの在り方を考えるに当たり、ブロードバンド答申の、『IP 網への移行を進めるに当たっては、計画的な移行の影響を受ける利用者や事業者を減らし、積極的な移行を行う者を増やすことが円滑な移行に資するとの観点』を踏まえ、独占禁止法の定める「1. 私的独占について 5. 独占的状態の規制 6. 不公正な取引方法に関する規制について」に対し、どのような検討を行ったか本報告書（取りまとめ）への記載を求むと共に、公正取引委員会の正式な回答の記載を求む。

根拠ならびに詳細説明

公正取引委員会の Web ページ、「独占禁止法の規制内容」を開くと、その「1. 私的独占について」の具体的な事例として、「東日本電信電話株式会社に対する勧告等について(平成 19 年 3 月 29 日審判審決)」が示されている。

また、「5. 独占的状態の規制」と「6. 不公正な取引方法に関する規制について」は、このメタル回線のコストの在り方を考える上で必要だと考えられる着目点が、以下の通り示されている。

<p>公正取引委員会 独占禁止法の規制内容 http://www.jftc.go.jp/dk/dkgaiyo/kisei.html</p> <p>独占禁止法は、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法などの行為を規制しています。</p> <p>1. 私的独占について</p> <p>私的独占は、独占禁止法第 3 条前段で禁止されている行為です。私的独占には、「排除型私的独占」と「支配型私的独占」とがあります。前者は、事業者が単独又は他の事業者と共同して、不当な低価格販売などの手段を用いて、競争相手を市場から排除したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為です。後者は、事業者が単独又は他の事業者と共同して、株式取得などにより、他の事業者の事業活動に制約を与えて、市場を支配しようとする行為です。</p> <p>具体的な事例</p> <p>東日本電信電話株式会社に対する勧告等について (平成 19 年 3 月 29 日審判審決) http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/kako/07032904.html</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>5. 独占的状態の規制</p> <p>独占禁止法は、通常、カルテルや企業結合などの競争に影響を及ぼす行為を対象に規制しているが、独占的状态に関する規制は、競争の結果、50%超のシェアを持つ事業者等がいる等の市場において、需要やコストが減少しても価格が下がらないという価格に下方硬直性がみられるなどの市場への弊害が認められる場合には、競争を回復するための措置として当該事業者の営業の一部譲渡を命じる場合があります。</p> <p>6. 不公正な取引方法に関する規制について</p> <p>不公正な取引方法は、独占禁止法第 19 条で禁止されている行為です。不公正な取引方法は、「自由な競争が制限されるおそれがあること」、「競争手段が公正とはいえないこと」、「自由な競争の基盤を侵害するおそれがあること」といった観点から、公正な競争を阻害するおそれがある場合に禁止されます。</p> <p>不公正な取引方法については、公正取引委員会が告示によってその内容を指定していますが、この指定には、すべての業種に適用される「一般指定」と、特定の事業者・業界を対象とする「特殊指定」があります。一般指定で挙げられた不公正な取引方法には、取引拒絶、排他条件付取引、拘束条件付取引、再販売価格維持行為、優越的地位の濫用、欺瞞的顧客誘引、不当販売などがあります。また、特殊指定は、現在、大規模小売業者が行う不公正な取引方法、特定荷主が行う不公正な取引方法、及び新聞業の 3 つについて指定されています。</p> <p style="text-align: center;"><後略></p>
--

特に重要な点は、そのコストの要因が、独占禁止法の定める「1. 私的独占について 5. 独占的状態の規制 6. 不公正な取引方法に関する規制について」に抵触しないものであるのか？について、本検討会による検証を踏まえた考え方の記載が必要とされると言える。

なぜならば、

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申

平成 23 年 12 月 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html

第4章 事業者対応

1 PSTN における競争環境の維持

(3) メタル回線コストの在り方

ウ 考え方

<前略>

このような状況について、メタル回線に係る接続料の上昇が接続事業者の IP 網への移行を促進するとの主張もある。これは、接続料は、設備に係る費用とその利用状況から合理的に算定されるものであり、利用が減少すれば接続料が上昇することとなるのはやむを得ないことであるため、今回の PSTN から IP 網への移行との関係で言えば、接続事業者が自らの判断で PSTN から IP 網へ移行するインセンティブが働き、これが加速する可能性があるとの考え方である。この考え方は、移行促進が必要となったフェーズにおいては、ユーザに不利益を生じさせないという理由で接続料の上昇を抑制するという政策を採るのは適切ではないとの主張にも繋がっている。

<後略>

と記載されているが、その主張は、接続事業者殿から見た意見ではなく、NTT殿から見た意見だからである。

よって、それら相反し合う立場からの意見の下で、この競争環境について論じたり、総務省であつせんしたり、省令等で規制を行う事は、そもそもとして難しいのではないかと考えるものである。

また、その状況をかながみれば、これは本検討会において検討可能な範疇を超えており、公正取引委員会による正式な判断が求められると考えられる。

以上の事から、本検討会に対し、そのコストの在り方を考えるに当たり、ブロードバンド答申の、『IP 網への移行を進めるに当たっては、計画的な移行の影響を受ける利用者や事業者を減らし、積極的な移行を行う者を増やすことが円滑な移行に資するとの観点』を踏まえ、独占禁止法の定める「1. 私的独占について 5. 独占的状態の規制 6. 不公正な取引方法に関する規制について」に対し、どのような検討を行ったか本報告書(取りまとめ)への記載を求むと共に、公正取引委員会の正式な回答の記載を求む。

意見 (1-4)

本検討会は、平成 22 年 12 月の情報通信審議会答申における「ユニバーサルサービス制度の見直しの背景」を理解しているのか？ 情報通信審議会に対し、接続規則の改正を実施する事により、接続規則不合理なコスト計上を防止・抑止する事を求む。

主旨

平成 22 年 12 月の情報通信審議会答申において、『早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要』とされている事への見解を、本検討会に問う。

平成 22 年 12 月の情報通信審議会答申において、『加入電話に相当する光 IP 電話を提供できる地域においては、基本的には、NTT 東・西の判断により、利用者から加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよい』とされている事への見解を、本検討会に問う。

情報通信審議会に対し、このメタルから光へ移行することに伴う二重投資を回避を目的とした、接続規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)の改正を実施する事により、不合理なコスト計上を防止・抑止する事を求む。

根拠ならびに詳細説明

本検討会は、本報告書(案)において、

本報告書(案) 第2章 メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い

2. メタルケーブルの未利用芯線コストに関する考え方

(1) 物理的対応

3) ユニバーサルサービスとの関係

NTT東西には、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第3条に基づき、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平、安定的な提供の確保に寄与する責務が課されている。また、NTT東西は、電気通信事業法第108条に基づき、ユニバーサルサービスをあまねく提供する適格電気通信事業者として指定を受けている。

現時点においては、基本料金の額が住宅用の加入電話の基本料金の最高額を超えないなどの一定の要件を満たした加入電話に相当する光IP電話についてもユニバーサルサービスとして認められており、ユニバーサルサービスの提供は、必ずしもメタル回線による必要はないが、このような光IP電話によるユニバーサルサービスの提供は限られている²¹。

ユニバーサルサービスの提供は、当面その大宗はメタル回線によるものと考えられるが、現状では、メタルケーブルを撤去できない理由は、1)及び2)で述べたとおり、現に使用芯線が存在し、収容替えも経済的に合理的でないためである点に留意が必要である。

²¹ この点について、本検討会において、NTT東西から、現時点においてはユニバーサルサービスとしてメタル回線による電話を提供しているが、新規投資抑制の観点から、一定の場合における光ファイバ回線によるユニバーサルサービスの提供についても検討を行っているとの説明があった。

と述べているが、そもそもとして、そのユニバーサルサービス制度がどのような背景をもって見直されたか理解しているのだろうか。

以下にその全文を引用する通り、電気通信サービスの中心となるインフラがメタルから光へ移行することに伴う、**二重投資回避**の観点から行われたものである事が、明確に記されている。

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方 答申

平成22年12月14日 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_01000019.html

第1章 ユニバーサルサービス制度の見直しの背景

第1節 今回の検討の趣旨

ア「光の道」構想

総務省では、平成21年10月から、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」を開催し、新たなICT政策についての検討を行ってきたが、平成22年5月18日、『「光の道」構想実現に向けて－基本的方向性－』を取りまとめ、また、同年8月31日に、『「光の道」戦略大綱』をとりまとめている。

この「光の道」構想は、インフラ整備・利活用の加速化を通じ、2015年頃を目途に、すべての世帯におけるブロードバンドサービス利用の実現を目標とするものであり、誰もがコミュニケーションの権利を保障された上で、ICTの恩恵を迅速、公平、十分に実感・享受できる豊かな社会を実現するためのものとともに、今後の我が国経済の更なる発展や雇用の創出、地域の活性化等に寄与するものである。

「光の道」構想の推進は、上記『「光の道」戦略大綱』において、①「ICT利活用基盤」の整備加速化インセンティブの付与、②NTTの在り方を含めた競争ルールの見直し、③規制改革等によるICT利活用の促進、を3つの柱としているが、このうちの②の柱の中で、i)『「光の道」の実現に向けた移行期におけるユニバーサルサービス制度』に関する制度整備の実施、ii)『「光の道」が実現する時代のユニバーサルサービス制度』の検討、が示されている。

今回の情報通信審議会に対する諮問は、このうち、『「光の道」の実現に向けた移行期におけるユニバーサルサービス制度』に関する制度整備の実施に関し行われたものであり、本答申は、この諮問に対し検討を行い、現時点における考え方を示したものである。

<図表2、図表3を省略>

イ「光の道」構想とユニバーサルサービス制度

「光の道」構想とユニバーサルサービス制度の関係については、加入電話をユニバーサルサービスとする現行制度のもとでは、FTTH の公設民営地域等において加入電話に相当する光IP電話が提供される場合においても、当該地域において、NTT東・西は引き続き、加入電話の提供を維持することが必要となる点が、まず問題となるものである。

早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要であり、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話又は加入電話に相当する光 IP 電話」と変更することにより、NTT東・西に自由度を付与し、二重投資を回避できるようにすることが適当と考えられる。

今回の制度見直しにおいて、こうした変更を行うことにより、具体的には、加入電話に相当する光IP電話の提供地域では、宅地開発の際のメタルの整備の回避、将来的なメタル撤去の準備等が可能となり、光ファイバの整備を促進することが期待されるものである。

なお、現行のユニバーサルサービス制度は、あまねく全国におけるユニバーサルサービスを維持することを目的とするものであり、光ファイバ等のインフラ整備や移行の促進を直接の目的とするものではないが、今回の見直しは、上記の観点により行うものであることに留意する必要があると考えられる。

また、上記引用の「第1章 ユニバーサルサービス制度の見直しの背景」の通り、早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要とされているのであり、本検討会が本報告書(案)が第6章で示すのは、この平成22年12月の情報通信審議会答申に対し、逆行するからである。

そして、国民負担を課しているユニバーサルサービス制度を悪用する事になれば、その制度の存在についての国民理解を棄損する要因と成りかねない。

例:「ユニバーサルサービス制度の将来像に関する研究会」報告書案への意見

2007年11月5日 (社)日本経済団体連合会 情報通信委員会 通信・放送政策部会
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/086.html>

<一部抜粋> 既存の基金制度を所与として検討するのではなく、

ユニバーサルサービス制度自体の必要性等を含め、原点に立ち戻る形で議論するべきである。

この事からも、本検討会が、本報告書(案)において、NTT東西殿に由来するものではない、との考え方を記するのは、誤りであると指摘せざるを得ない。

本報告書(案) 第2章 メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い

2. メタルケーブルの未利用芯線コストに関する考え方

(4) メタルケーブルへの新規投資

2) 新規投資の効率化

未利用芯線の扱いについては、(1)のとおり、收容替え・撤去の工程は多大な稼働及び多大な費用を要するものであるため、経済合理性を考えると、メタルケーブルの多くは残置せざるを得ない状況にある。

また、メタルケーブルの新規投資そのものは、新たな需要、維持管理及び支障移転という、NTT東西に由来する要因によるものではないものの、現在のメタル回線の需要の減少動向を踏まえれば、今後の新規投資に当たっては、NTT東西においては、可能な限り効率的に行うことが求められる。

また、接続料に対するコスト計上においても、メタル回線の宅地における新規投資および老朽化を要因とする費用も含めて、それを計上する事は全く認められないのである。

ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方 答申

平成22年12月14日 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_01000019.html

第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方

第1節 基礎的電気通信役務に関する規制の適用範囲

イ 今回の見直しの趣旨と基礎的電気通信役務

今回の見直しは、電気通信サービスの中心となるインフラがメタルから光へ移行することに伴い、二重投資回避等の観点から、ユニバーサルサービスの対象を「加入電話」から、「加入電話又は加入電話に相当する光IP電話」とするものであり、**基礎的電気通信役務の規定に則して考えると、全国どこでも原則として地域間格差なく利用できるサービスの対象が、(緊急通報、第一種公衆電話を含む)「加入電話」であったものが、「加入電話」又は「加入電話に相当する光IP電話」のいずれかが利用できればよいとするものである。**

したがって、こうした今回の見直しの趣旨と上記アの基礎的電気通信役務に関する規制の趣旨や、関係事業者や利用者に与える影響も踏まえた上で、今回の見直しによる基礎的電気通信役務の規制の適用の範囲を検討する必要がある。

第2節 NTT東・西による加入電話の新規提供の終了の在り方

ア 基本的な考え方

今回のユニバーサルサービス制度の見直しの趣旨を踏まえ、上記の制度の変更を行った場合、加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域においては、基本的には、「NTT東・西の判断により、利用者から加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよいこと」が可能になると考えられる。

電気通信事業者の判断により特定の電気通信役務の新規提供を終了すること自体については、これまでも例があり、加入電話に相当する光IP電話を提供できるのであれば、電気通信事業法上は、基本的には問題はないのではないかと考えられる。ただし、現行の電気通信事業法では、「基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における基礎的電気通信役務の提供を拒んではならない」ことが規定されており(第25条第1項)、今回のユニバーサルサービス制度の見直しにより、加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域において、加入電話の新規提供を行わないこととする場合には、この規定と齟齬をきたさない方策を検討することが望ましいと考えられる。

また、一部の地域であるにせよ、加入電話のサービスの新規提供の終了を行うのであれば、利用者等への影響は小さくはないと考えられ、十分な周知を行っていく必要があると考えられる。

イ 周知の在り方

この周知に当たっては、新規提供の終了を一部地域から行っていく場合、先行して新規提供を終了した地域での経験等をフィードバックし効果的な周知方法等を検討していくことが有効と考えられる。

さらに、ある一定の地域において、加入電話の新規提供を終了する判断をNTT東・西が行った場合には、終了の前に十分な時間的余裕をもって利用者等への周知を図っていく必要があるが、具体的にどの地域の新規提供を終了するかについての判断を行うに当たっても、利用者や関係事業者の予見可能性の確保等の観点から、基本的な考え方や予定等について、あらかじめ公表し、できるだけ透明性が高い形で行っていくことが適当ではないかと考えられる。

さらに、加入電話の新規提供の終了を行う場合の利用者等への周知に関連して、ユニバーサルサービス制度全体についても、国民の理解は進んでいないのではないかと指摘がある。今回の制度の見直し等も含めた、制度全体についての周知も引き続き、進めていく必要があると考えられる。

ウ 今後の課題等

「加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよいこと」については、円滑な対応が進むよう、今後、さらに、①当該申込前に利用していたサービスの種類(加入電話か否か等)、②当該サービス利用者の移転の状況(移転があるかないか、移転がない場合は新設か増設か)等に応じた**対応が可能となるよう、検討を行うことが適当である**と考えられる。

なお、その検討の際には、利用者の利益の確保が特に必要になる場合があるかどうかを十分に検討するとともに、電気通信事業者と利用者との間の契約関係等についても考慮する必要があると考えられる。

本検討会の
誤った認識

本報告書(案) 第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性

1. メタル回線コストの見直しの影響

(1) 減価償却費

減価償却費に影響を与えるもう一つの主要な要素は、第2章2(4)で見たとおり、メタルケーブルへの新規投資である。NTT東西は、メタルケーブルの新規投資の抑制に努めているものの、平成22年度及び平成23年度は、NTT東西で合計400億円のメタルケーブルの新規投資を行っている。

この新規投資額の大半は、整備・更改及び支障移転に伴うものとなっているものの、現在も宅地造成など新たな需要に対応するための新規投資も依然として行われている。

新たな需要対応、整備・更改及び支障移転のいずれについても、新規投資が必要となる原因は、直接NTT東西に由来するものではないため、これらの新規投資額の推移については、正確な予測を行うことは困難である。

しかしながら、これらの事由そのものは、当面変わることなく存在すると考えられるため、減価償却費について、以下の表(図表6-1)に、平成23年度の実績額及び平成24年度以降については仮に新規投資額がNTT東西それぞれで200億円ずつ継続的に投資されると仮定した場合の見通しを示している。

<中略>

3. メタル回線コストの予見性向上

(2) メタル回線の状況

メタルケーブルの新規投資が必要となる原因は、新たな需要対応、整備・更改及び支障移転という、NTT東西に由来するものではないものの、現在のメタル回線の需要の減少動向を踏まえれば、今後の新規投資に当たっては、NTT東西においては、可能な限り効率的に行うことが求められる。

以上の事から、本検討会が、本報告書(案)において、NTT東西殿に由来するものである、との考え方によって、このコストを認めるかのような報告を行うのは、明らかに間違っている、と指摘申し上げる。

この事から、本検討会は、NTT殿に対し、上記引用の「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方 答申」の「第1章 ユニバーサルサービス制度の見直しの背景」および「第3章 電気通信事業法等に基づく規制の適用の在り方 - 第2節 NTT東・西による加入電話の新規提供の終了の在り方」を引用する事で、

- **具体的には、加入電話に相当する光IP電話の提供地域では、宅地開発の際のメタルの整備の回避、将来的なメタル撤去の準備等が可能となり、光ファイバの整備を促進することが期待される**
- **基礎的電気通信役務の規定に則して考えると、全国どこでも原則として地域間格差なく利用できるサービスの対象が、(緊急通報、第一種公衆電話を含む)「加入電話」であったものが、「加入電話」又は「加入電話に相当する光IP電話」のいずれかが利用できればよいとするものである。**
- **加入電話に相当する光IP電話を提供できる地域においては、基本的には、「NTT東・西の判断により、利用者から加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよい**

- 電気通信事業者の判断により特定の電気通信役務の新規提供を終了すること自体については、これまでも例があり、加入電話に相当する光IP電話を提供できるのであれば、電気通信事業法上は、基本的には問題はない
- 「加入電話の申込要望があったとしても提供しなくてよいこと」については、円滑な対応が進むよう、＜中略＞対応が可能となるよう、検討を行うことが適当である

事を、本報告書(取りまとめ)に明示すべきである。また、明示しないのであれば、平成22年12月の情報通信審議会答申を理解していないと受け取られる事、ならびにそのコストが接続事業者殿のみならず、国民全体の不利益になる事を、重ねてご理解されたい。

但し、ユニバーサルサービス制度ならびに接続料に対し、そのコスト計上を行う事については全く認められないが、この平成22年12月の情報通信審議会答申にも示される様、

- 加入電話の申し込み要望に対する正当な理由の確保（電気通信事業者法の第25条第1項を満たす事）
- その周知の必要性（加入電話の新規提供を終了する判断をNTT東・西が行った場合）

の検討に関しては、NTT殿に加え、情報通信議会ならびに総務省に対し、効果的な施策を行うよう提議する事によって、これ以上、NTT殿がNTT殿自身の企業努力の不足によって、NTT殿自身が経営判断で行っている不要な新規投資が発生する事のないよう、働き掛けるべきである。

また、その働き掛けを通じて、国民全体へ不要なコストが計上されないよう、またユニバーサルサービス制度の理解が棄損しないよう、本検討会ならびに情報通信審議会には、その重大な責務の遂行を要請するものである。

加えて、情報通信審議会に対し、このメタルから光へ移行することに伴う二重投資を回避を目的とした、接続規則(平成12年郵政省令第64号)の改正を実施する事により、不合理なコスト計上を防止・抑止する事を提言する。

意見（1－5）

本検討会は、「会計研報告書に基いた減価償却の在り方」ならびに「IFRSの導入を踏まえた減価償却」について、検討を行うべきではないか？コンポーネントアカウント導入を図られたい。

主旨

本検討会ならびに情報通信審議会に対し、国際会計基準(IFRS)の導入を踏まえた接続会計の算定の在り方について、財務省 金融庁 企業会計審議会の見解を聴取すべき、と提言する。

根拠ならびに詳細説明

本指摘は、会計研報告書の第五章を踏まえてのものである。

<p>電気通信事業における会計制度の在り方について 2007年10月 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会 http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/071011_1.html</p>
<p>第5章 減価償却費の在り方</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>現在、電気通信事業会計・接続会計ともに、減価償却費の算定に用いられる耐用年数を直接規定するものは存在せず、一般に公正妥当と認められる会計原則に従い、実態として法定耐用年数により減価償却費が算定されているが、一部の設備については、法定耐用年数と使用実態が乖離しているとの指摘がある。</p> <p>仮に、経済的耐用年数(過去の実績データ等を用いて推計した設備の使用開始後の平均使用可能期間をいう。以下同じ。)が法定耐用年数よりも長い場合は、以下のような問題を招来する可能性がある。</p> <p>① <u>実績原価方式の接続料は、接続会計の設備区分に帰属した費用に基づき算定されることから、</u></p>

適正な使用可能期間に応じて配分されるべき額以上の減価償却費が接続料原価に算入されることにより、単年度当たりの接続事業者の負担が増加することとなること

- ② 指定電気通信役務損益明細表は、電気通信事業会計の損益計算書上の費用を各役務区分に配賦するものであることから、適正な使用可能期間に応じて配分されるべき額以上の減価償却費が役務区分に算入されることとなり、当該明細表の有する料金算定の適正化に資するという機能が損なわれることとなること
- ③ ユニバーサルサービス制度の補てん額の上限は、基礎的電気通信役務収支表における営業費用の合計額から営業収益の合計額を控除して得た額と規定されていることから、適正な使用可能期間に応じて配分されるべき額以上の減価償却費が電気通信事業会計の損益計算書に算入されていることになると、当該上限額が本来よりも高く設定されることとなること【資料55】

この点について、ヒアリング等において、競争事業者からは、上記①の問題意識のもと、経済的耐用年数で減価償却を行うことが必要であるとの意見が示された。また、設備を設置する事業者からは、投資の適正な回収を図るため法定耐用年数を採用すべきとの意見が示された一方、実際に使用した期間でコストをきちんと回収できれば経済的耐用年数を採用することは問題がないとの意見も示された。

そもそも固定資産は、その使用期間に応じて費用を認識し、適正な使用可能期間に応じて費用を配分することが原則である。したがって、期間損益の適正化を図ることにより上記①のような事態を回避し、もって接続料算定の適正化を図るとともに、②、③のような事態を生じさせない観点から、**減価償却費については、経済的耐用年数により算定することを基本とすることが適当である。**

<中略>

3. 経済的耐用年数の算定方法

メタルケーブルや交換機については、「経済的耐用年数」として、撤去法等に基づき算定した耐用年数に新規投資抑制を考慮した補正をかけたものを用いている。これは、「経済的耐用年数」を算定する場合には合理的な処理であるが、**現実には、新規投資抑制により設備の使用期間が延長するとは必ずしも限らないため、これを経済的耐用年数として実際の会計にそのまま適用することが適当であるとまでは言えない。**このため、NTT東西においては、メタルケーブルや交換機について経済的耐用年数を適用する場合は、**改めて実態を検証し、必要に応じてこのような新規投資抑制を考慮した補正を除くなど、実態に即した耐用年数を算定することが適当である。**

この様に、会計研報告は、現在の処理が適当であるとまでは言えない、と平成19年(2007年)当時より指摘している。

また、本報告書(案)によると、NTT殿より、

本報告書(案) 第2章 メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い

2. メタルケーブルの未利用芯線コストに関する考え方

2) 減損処理

会計処理上、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態である資産について、一定の条件下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額することとされている。減損損失を認識した場合、当該資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該**減少額**を減損損失として当期の損失とし、損益計算書上では原則として特別損失に計上される²³。

固定資産の減損に係る会計基準(平成14年8月9日企業会計審議会)において、まず、「他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位」で、減損が生じている可能性を示す事象(以下「減損の兆候」という。)があるかどうかにより、減損損失を認識するかどうかの判定を行うこととされている。【資料22】

具体的には、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合等が挙げられる。

この点、**NTT東西においては、通信ネットワーク設備は複数のサービスで共通的に使用する多数の資産から構成されており、サービスごと(収益獲得単位)に合理的に資産をグルーピングすることが困難であるため、PSTN交換機、IP系装置、光ファイバケーブル及びメタルケーブルを含むネットワーク設備全体を一つの資産グループとして整理している。**この結果、少なくとも現時点では、ネットワーク設備全体について減損の兆候は生じていないと判断されている。

なお、仮に、未利用芯線を含む資産グループについて、減損損失を認識した場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について損益計算書上では原則として特別損失に計上されることとなるが、接続料算定においては、特別損失は原則として接続料原価に算入されない。この場合、当該特別損失が、適正な接続料原価として認められるものか否かについては、別途検討が必要となるものと考えられる。

23 電気通信事業会計上、特別損失は電気通信事業損益に含まれておらず、原則として接続会計にも計上されない。接続料規則においては、接続料原価は接続会計の設備区分別費用明細表に記載された費用とされているため、特別損失は原則として接続料原価とはならない。

とされているが、現在、その財務省 金融庁 企業会計審議会においては、国際会計基準(IFRS)の適用時期が議論されている。

金融庁 企業会計審議会

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html

議事録資料等 企業会計審議会総会

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top_gijiroku.html

また、英国ならびに欧州の事例になるが、有限責任監査法人トーマツ殿のレポートによると、

おさえておきたい世界の IFRS 事情(第 11 回) — イギリス

中央経済社『企業会計』2011年11月号

http://www.tohmatsu.com/view/ja_JP/jp/f6db9d94ad926310VgnVCM2000001b56f00aRCRD.htm

(非開示)

とされているところである。

加えて、会計研報告は、

電気通信事業における会計制度の在り方について

2007年10月 電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/071011_1.html

補論 英国の電気通信事業における会計制度

1. 電気通信事業における規制会計の枠組み

英国の規制会計の枠組みは、EUの電気通信規制パッケージ、それを国内法制化した2003年通信法、及び同法に基づき定められた Ofcom の告示(具体的には、34の Conditions と6の Directions)に基づき形成されている【資料1】。

< 中略 >

3 配賦関係

(1) レイヤー構造とコード体系

BTにおいては、GLコードという約8万のコードを用いて日々の取引等を会計帳簿に記録しており、これがBTの規制会計や財務会計を作成する際の最も基本となる費用等の把握単位となっている。これを前提に、規制会計を作成する際には、約8万のGLコードを約3万のF8コードに集約し、これにBT内の部門を表すOUCコードを組み合わせた約5.4万種類の「OUC-F8」を費用等の把握の基礎的な単位としており、この「OUC-F8」ごとの費用等が、コンポーネント等に費用等を配賦する際の出発点となっている。

を引用している。

このIFRSによる会計基準から見れば、既にメタル回線の資産効果は、減損処理に該当するのではないのか？

なぜならば、IFRSの規定する財政状態計算書(貸借対照表に相当)における減価償却の単位になるものとは、コンポーネントアカウント(耐用年数の異なる部分ごとに分けて償却)だからである。

IFRS 財務諸表が一変する！(日経ビジネスオンライン)

2010年7月5日 減価償却費が変わる 耐用年数“延長”で償却費減だが…

<http://business.nikkeibp.co.jp/article/manage/20100630/215204/>

(非開示)

つまり、現在のNTT殿の行っている「メタル回線と光ファイバー回線の一体管理」とは、一般企業会計上におけるIFRS基準では認められない、と考えられる。それは東証一部上場企業であれば、将来的にその上場規定に関わると考えられないか？

東証 IFRS(国際財務報告基準)

<http://www.tse.or.jp/rules/ifrs/>

IFRSとは、International Financial Reporting Standardsの略称で、邦訳は国際財務報告基準といえます。IASB(International Accounting Standards Board:国際会計基準審議会)が作成している会計基準です。IFRSについては、その普及が国際的に進展していることから、我が国でも、国際的な整合性を確保し、競争力を強化する観点から、その導入に向けた動きが急速に進められています。東証においても、市場開設者としてIFRSの導入推進に向けた取組みを積極的に行っています。

さらに、IFRSの規定する包括利益計算書(損益計算書に相当)では、特別損益項目だったものが、営業費用項目となる事に加えて、特別損益自体がなくなる。これにより、今迄の日本の会計基準で行われていた、収益力低下による固定資産で計上する減損損失などを特別損失として計上できない為、毎期の営業利益として処理しなければならなくなる。

その場合においては、その将来のNTT殿の本体の決算において、数千億～兆円単位の赤字が発生する可能性がある、と言えるのではないだろうか？

もし、以上の様な予見性が見受けられるのであれば、本研究会は本報告書(取りまとめ)において、その旨を指摘しておくべきではないだろうか。

また、IFRSの導入を踏まえての接続会計の算定の在り方について、情報通信審議会に対し、その研究会の発足などを提議すべきではないだろうか。コンポーネントアカウント導入を図りたい。

以上の事から、財務省 金融庁 企業会計審議会の意見を聴取すべきである、と本検討会ならびに情報通信審議会に対し提言する。

意見(1-6)

本検討会は、有姿除却の方法について、あらゆる方法を検討したか？また財務省 国税庁に正式な確認をとったのか？ 財務省 国税庁の正式な回答の記載を求む。

主旨

本検討会に対し、包縛処理以外の有姿除却の方法について、① メタル回線の物理的な切断処理、② メタル回線を稼働する為に必要な電装装置の撤去、③ メタル回線を用いたサービスを提供するに必要な機器類の撤去によるコスト算定ならびに、それら方法による有姿除却が認められるか、本報告(取りまとめ)にて財務省 国税庁の正式な回答の記載を求む。

根拠ならびに詳細説明

本報告書(案)の全体を通して、NTT殿はメタル回線の収容替え・撤去の工程において、そのコストが高いという理由によって、現状維持を望んでいる。

例えば、鉄道網における過去の事例を見ると、電装品を解除する事で有姿除却が認められている。また、NTT殿が現在メタル回線を補修するに至る原因を考えれば、その補修を行うにあたる要因を償却処理によって発生させれば、この固定資産を用いた即稼働ならびに再利用を行う事は不可能になる、と考えられる。

この事から、メタル回線の有姿除却方法については、

- ① **メタル回線の物理的な切断処理**
- ② **メタル回線を稼働する為に必要な電装装置の撤去**
- ③ **メタル回線を用いたサービスを提供するに必要な機器類の撤去**

を行う事により、法人税法の適用が認められるか、本報告(取りまとめ)にて財務省 国税庁の正式な回答を求む。

意見(1-7)

本検討会は、NTT殿に対し、将来的なメタル回線の廃止のコストを誰が・どのように応分するか確認したのか？ 本検討会の考え方の回答を求むと共に、NTT殿の公的な回答の記載を望む。

主旨

本検討会に対し、その将来(2020年～2025年頃)においてメタル回線を廃止するに至る場合においては、そのメタル回線を利用しているユーザーならびに接続事業者が存在しない状態において、このコストを誰が負担するかについて、本報告(取りまとめ)にて本検討会の考え方の回答を求むと共に、NTT殿より公的な回答を望む。

根拠ならびに詳細説明

本報告書(案)の全体を通して、NTT殿はメタル回線の収容替え・撤去の工程において、そのコストが高いという理由によって、現状維持を望んでいる。

しかしながら、**前記意見(1-4)「本検討会は、平成22年12月の情報通信審議会答申における「ユニバーサルサービス制度の見直しの背景」を理解しているのか？」**で示した通り、その将来(2020年～2025年頃)においてメタル回線を廃止するに至る場合においては、既にそのメタル回線を利用しているユーザーならびに接続事業者が存在しない状態において、このコストを誰が負担するのであろう。

つまり、本検討会が本報告書(案)で示した方法による有姿除却を行うにしても、結局の所、「その対象とする芯線等を個別に包縛処理すること等が考えられるが、当該処理を実施するためには相応の費用が必要」なのである。

その場合、これに掛かるそのコストは

- ① NTT殿が自らの責任および全負担の下において将来的にその処理を行うのであろうか？
- ② 光ファイバー回線の接続料等に上乘せられるのか？
- ③ 税負担のような公的支援を仰ぐことになるのか？

が本報告書(案)の中では触れられていない。

以上の事から、この指摘に対し、本検討会の考え方の回答を求め共に、NTT殿より公的な回答を望む。

2. 公正競争環境の下での、メタル回線の「供給の必要性を無くす為」への提言

総論

本検討会に課せられた課題は、平成23年(2011年)12月20日の情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(以下、「ブロードバンド答申」と記す)において、以下の様に示されている。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申

平成23年12月 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html

第4章 事業者対応

1 PSTN における競争環境の維持

(3) メタル回線コストの在り方

ウ 考え方

PSTN から IP 網への移行は、本来アクセス回線の移行と必ずしも直接的な関係はないものの、メタル回線と PSTN、光ファイバ回線と IP 網は、加入電話サービスや OAB-JIP 電話やブロードバンドサービスの提供と相まって連携して機能していることから、メタル回線と光ファイバ回線の在り方についても、間接的な影響を受けることとなる。

現在、接続事業者は、NTT 東西のメタル回線を利用し、DSL サービス(484 万契約(2011 年 9 月末時点))や直収電話サービス(321 万契約(2011 年 9 月末時点))を提供しており、**NTT 東西は IP 網への移行によるメタル回線の需要減少に応じてコスト削減に努めてきているものの**、NTT 東西の IP 網への移行に伴い、こうしたサービスの提供を支えるドライカッパやラインシェアリングに係る接続料に実質的な影響が生じている。

このような状況について、メタル回線に係る接続料の上昇が接続事業者の IP 網への移行を促進するとの主張もある。**これは、接続料は、設備に係る費用とその利用状況から合理的に算定されるものであり**、利用が減少すれば接続料が上昇することとなるのはやむを得ないことであるため、今回の PSTN から IP 網への移行との関係で言えば、接続事業者が自らの判断で PSTN から IP 網へ移行するインセンティブが働き、これが加速する可能性があるとの考え方である。この考え方は、移行促

進が必要となったフェーズにおいては、ユーザに不利益を生じさせないという理由で接続料の上昇を抑制するという政策を採るのは適切ではないとの主張にも繋がっている。

他方、接続事業者からは、「**接続事業者は光サービス市場への移行も出来ないままレガシー市場に留まらざるを得ず、他方、光サービス市場との競争上、レガシー系サービスに係る利用者料金を引き上げられない状況となるため、レガシー系サービスの接続料の上昇は当該事業者にとっては単にコスト負担増に繋がるだけであり、ひいてはこのような競争の減退が利用者に対しても大きな損失を与えることとなる**」旨の懸念が示されている。

これは、今後のネットワークが PSTN から IP 網へ移行する中、**メタル回線の今後の位置づけやアクセス回線の移行スケジュールは必ずしも明らかでないため**、接続事業者にとって予見性が高まらない状況にあることから、**光サービス市場において十分な競争環境が整備されていないとの認識とあわせ、レガシー系サービスの接続料の上昇について懸念**が示されているものである。

この点、以下のような状況を踏まえると、**IP 網への移行を進めるに当たっては、計画的な移行の影響を受ける利用者や事業者を減らし、積極的な移行を行う者を増やすことが円滑な移行に資するとの観点から、予見性と継続性を重視し、PSTN の IP 網への移行を踏まえたメタル回線における適正なコスト算定といった公正競争環境の維持が重要な課題となる。**

○ 接続事業者がメタル回線を用いて提供している直収電話及び DSL サービス等については依然一定程度のユーザが存在していること。

○ 特に、現在メタル回線を用いて DSL サービスが提供されている地域には、**未だ光サービスが提供されていない地域も存在**しており、そのような地域の利用者は光サービスへの移行もできないまま、コストの増分を負担するか利用そのものを諦めることとなり得ること。

○ 仮に DSL サービスを提供している接続事業者が、ユーザ料金の値上げによる利用者減等により当該地域におけるサービス提供を中止した場合、利用者にとってはブロードバンドサービスの選択肢を失うこととなり得ること。

以上を踏まえ、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当である。

なお、その際には、メタル回線のコストの上昇が接続事業者の IP 網への移行を促すという指摘があることに留意しつつも、IP 網への移行の進展に伴い未利用芯線における「未利用」の意味が変化している点、接続料算定方法によってメタル回線の耐用年数が異なる点、移行期における費用配賦のバランスの在り方等についても留意すべきである。

また、IP 網への移行促進が必要となる段階まで同様の考え方が求められるものではなく、あくまで移行促進が必要となる時期には至っていないものの移行を円滑化する必要はある段階において、予見性と継続性の観点がより重視される必要があるということであり、PSTN から IP 網への移行の進展状況やメタル回線の移行に係る情報が十分に開示された後まで恒常的な対応を必然的に求めるものではないことに留意することが必要である。

このブロードバンド答申の見解を踏まえれば、

- ① どうしたら、『**接続事業者は光サービス市場への移行も出来ないままレガシー市場に留まらざるを得ず、他方、光サービス市場との競争上、レガシー系サービスに係る利用者料金を引き上げられない状況となるため、レガシー系サービスの接続料の上昇は当該事業者にとっては単にコスト負担増に繋がるだけであり、ひいてはこのような競争の減退が利用者に対しても大きな損失を与えることとなる**』旨の懸念をせずに済むのか？
- ② どうしたら、『**メタル回線の今後の位置づけやアクセス回線の移行スケジュールは必ずしも明らかでないため、接続事業者にとって予見性が高まらない状況にあることから、光サービス市場において十分な競争環境が整備されていないとの認識とあわせ、レガシー系サービスの接続料の上昇について懸念**』をせずに済むのか？

に焦点を合わせ、その懸念を無くす事が、利用者や事業者の円滑な移行を促す事に必要とされる、と考える。

なぜならば、その確保ならびに担保なくしては、『IP 網への移行を進めるに当たっては、計画的な移行の影響を受ける利用者や事業者を減らし、積極的な移行を行う者を増やすことが円滑な移行に資するとの観点』に対する十分条件を満たせないからである。

そして、何よりもわが国における本当の課題は、『特に、現在メタル回線を用いて DSL サービスが提供されている地域には、未だ光サービスが提供されていない地域も存在しており、そのような地域の利用者は光サービスへの移行もできないまま、コストの増分を負担するか利用そのものを諦めることとなり得ること。』であり、光サービスが提供されない事で、地域の発展ができず、衰退していく事なのである。

それをかんがみれば、本検討会は、利用者や事業者の円滑な移行を促す事に必要とされる『光サービス市場における十分な競争環境』についても、本報告書(取りまとめ)において示す必要があると考える。

しかしながら、本検討会による本報告書(案)を読む限りでは、その視点を第一に踏まえた検証が行われてはいない為、これら懸念を無くす事が出来てはならず、そのコストの予見性を見出す事は出来ない、と指摘せざるを得ないのである。

その結果として、本検討会による本報告書(案)では、『メタル回線における適正なコスト算定といった公正競争環境の維持が重要な課題となる。』に対する、解決の道筋を示せていない、と指摘せざるを得ないのである。

以下に、本検討会ならびに本報告書(案)への指摘として、その法的根拠や事例等を踏まえると共に、解決方法について提言する。

意見(2-1)

本検討会は、接続事業者殿がその接続料で支払うコストよりも、NTT殿が利用者に提供する最終価格の方が安い実態について把握しているか？ また類似の理由により、過去にNTT殿に対し公正取引委員会より私的独占の審判審決が示された事を把握しているか？

主旨

本検討会に対し、利用者や事業者の円滑な移行を促す事に必要とされる『光サービス市場における十分な競争環境』についても、公正取引委員会による私的独占の審判審決を踏まえ、本報告書(取りまとめ)にてどのように検討したかを示すと共に、それがメタル回線のコストにどのような影響を与えているかについて検証を行うべきであると提言する。

また、この状況が改善しない場合は、公正取引委員会の審判を仰ぐ状況になる事を、情報通信審議会と認識を共有すべきであると提言する。

根拠ならびに詳細説明

本検討会は、主に競争環境の是非を取り扱うものではないかも知れないが、ブロードバンド答申において、『メタル回線における適正なコスト算定といった公正競争環境の維持が重要な課題となる。』に示されている。

また、本報告書(案)が、「第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性」で示唆する通り、メタル回線ならびに光ファイバー回線のコスト上昇を見込むのであれば、その課題解決についての検討が必要になる、と考える。

公正取引委員会の Web ページ、「独占禁止法の規制内容」を開くと、その「1. 私的独占について」の具体的な事例として、「東日本電信電話株式会社に対する勧告等について(平成19年3月29日審判審決)」が示されている。

その詳細は、以下の通りである。

東日本電信電話株式会社に対する審判審決について(FTTH サービスの私的独占)

平成19年3月29日 公正取引委員会

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/kako/07032904.html>

公正取引委員会は、東日本電信電話株式会社(以下「被審人」という。)に対し、平成16年1月15日、審判開始決定を行い、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、平成19年3月26日、被審

人に対し、平成 17 年法律第 35 号による改正前の独占禁止法第 54 条第 3 項の規定に基づき、審判審決を行った(本件平成 16 年(判)第 2 号審決書については、当委員会ホームページの「報道発表資料」及び「審決等データベース」参照)。

1 被審人の概要

事業者名 東日本電信電話株式会社
所在地 東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号
代表者 代表取締役 高部 豊彦

2 本件の経緯

平成 15 年 12 月 4 日勧告(平成 15 年(勧)第 34 号)

<中略>

平成 19 年 3 月 26 日審判審決

3 審決の概要

(1) 違反行為の概要等

被審人は、平成 14 年 6 月 1 日以降、戸建て住宅向けの FTTH サービスとして新たに「ニューファミリータイプ」と称するサービスを提供するに当たり、被審人の電話局から加入者宅までの加入者光ファイバについて、1 芯の光ファイバを複数人で使用する分岐方式(以下「分岐方式」という。)を用いるとして、ニューファミリータイプの FTTH サービスの提供に用いる設備との接続に係る接続料金の認可を受けるとともに、当該サービスのユーザー料金の届出を行ったが、実際には分岐方式を用いず、電話局から加入者宅までの加入者光ファイバについて 1 芯を 1 人で使用する方式(以下「芯線直結方式」という。)を用いて当該サービスを提供した。被審人は、当該サービスのユーザー料金を、当初月額 5,800 円、平成 15 年 4 月 1 日以降は月額 4,500 円と設定したが、**いずれも、他の電気通信事業者が被審人の光ファイバ設備に芯線直結方式で接続して FTTH サービスを提供する際に必要となる接続料金を下回るものであった。**

なお、被審人は、平成 16 年 4 月以降、「ニューファミリータイプ」の新規ユーザーに対して、芯線直結方式でサービスを提供することをやめている。

(2) 主文の概要(違法宣言審決)

ア 被審人が、光ファイバ設備を用いた FTTH サービスの提供において、平成 14 年 6 月 1 日以降行った**前記(1)記載の行為は、被審人の光ファイバ設備に接続して戸建て住宅向け FTTH サービスを提供しようとする事業者の事業活動を排除することにより、東日本地区における戸建て住宅向け FTTH サービスの取引分野における競争を実質的に制限していたものである**であって、これは、**独占禁止法第 2 条第 5 項に規定する私的独占に該当し、同法第 3 条の規定に違反するもの**であり、かつ、当該行為は、既になくなっていると認める。

イ 被審人の前記アの違反行為については、被審人に対し、格別の措置は命じない

<以下略>

ところが、総務省の「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果」に寄せられた意見において、以下の様な記載がある。

ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度に基づく検証結果(平成 24 年度)の公表

平成 25 年 3 月 29 日

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000083.html

意見書 DSL事業者協議会

平成 25 年 2 月 27 日

http://www.soumu.go.jp/main_content/000215591.pdf

検証結果案		意見
1 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証	(1)ブロードバンド普及状況に関する検証 ウ ブロードバンド利用環境に関する検証(利用者料金、接続料と利用者料金との関係)	<p><前略></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、現在のフレッツ光の戸建ての料金は、NTT東日本殿(2年目:実質3,570円)・NTT西日本殿(8年目:3790.5円)で提供をされています。一方で、事業者がFTTHサービスを提供するため、NTT殿の設備をOSUから屋内配線までを借りた場合は、H25年度の接続料申請値でNTT東西各5,000円程度が必要となります。この費用にその他の必要費用を上乗せすると、NTT東西殿とは到底勝負が出来ない状況となります。 ・ また、NTT東西殿は販売施策として各種キャンペーンを実施していません。例えば、基本料数ヶ月無料や工事代相当額を基本料から値引くというものです。それらには、キャンペーン名を変えることで実質的には定常割引サービスと考えられるものも存在し、利用者からすると、キャンペーンを加味したものが利用者料金(基本料)であるといえます。 ・ よって、接続料と利用者料金との関係からは、各種割引サービスを考慮した利用者料金を用いて競争評価レビュー制度で評価を行うべきです。 ・ 総務省殿におかれましては、公正競争の観点から実勢利用者料金を把握したうえで、その利用者料金についてはスタックテストの結果として公開頂きたいと考えます。

以上の事から、本検討会に対し、**利用者や事業者の円滑な移行を促す事**に必要とされる『**光サービス市場における十分な競争環境**』についても、公正取引委員会による私的独占の審判審決を踏まえ、本報告書(取りまとめ)にてどのように検討したかを示すと共に、それがメタル回線のコストにどのような影響を与えているかについて検証を行うべきである、と提言する。

また、この状況が改善しない場合は、公正取引委員会の審判を仰ぐ状況になる事を、情報通信審議会と認識を共有すべきである、と提言する。

意見(2-2)

本検討会は、CATV事業者殿による既存建築物業者との商慣習によって、NTT殿の光ファイバー回線の敷設が妨げられる事例について把握しているか? 定量的なデータ把握を、本検討会に求む。またマンションやビルにおける光ファイバー回線のコスト抑制効果のある敷設ならびに利用普及が進むよう、国交省や経産省との連携を提言する。

主旨

NTT殿がメタル回線を維持する理由になり得る、NTT殿の光ファイバー回線の敷設を妨げている事例の定量的な把握と開示を、本検討会に求む。

日経ビジネスにおけるKDDI殿の社長がインタビューにて示された、『もし光回線サービスを手がけるのがNTTだけになってしまうと、設備競争が成り立たなくなり、改めて国有化などの議論が出てくる可能性もあります。市場全体を見渡せば、今の状況はNTTにとっても悪い話ではないと思います。何とか設備競争ができるようなところまではそっとしておいてほしいというのが今の私の本音です。』について、利用者や接続事業者の不利益になっていないかの検証を求む。

この光ファイバー回線の敷設問題や、メタル回線の存在が、ICT成長戦略会議の「放送サービスの高度化に関する検討会」にて4K・8K(スーパーハイビジョン)放送の伝送路として示されたCATV、IPTVの進捗を妨げる事はないか、本検討会の検証を求む。

本検討会は、本報告書(取りまとめ)にて、光ファイバー回線の敷設コストや宅内等工事コストを削減した普及方法について調査報告、実施検討ならびに移行検討の勧告も含むべきではないか? その場合は、中国工業・情報化部(工業・情報化省)、中国住房・城郷建設部(住房・城郷建設省)の政策を参考に、複数の事業者が利用可能な光ファイバー回線の住宅設備への設置基準の策定と奨励を国交省や経産省と連携の下で実現する事を提言する。

根拠ならびに詳細説明

ブロードバンド答申によると、NTT殿が建築物業者殿等と提携して、独占的にその建設物(住宅、アパート、マンション、および事業用ビルなどが相当)に、その光屋内配線を敷設する事例についての問題を指摘している。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申

平成 23 年 12 月 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html

第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第4章 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進

2 マンション向け光屋内配線の開放

ア 現状

接続事業者がマンション向け FTTH サービスを提供する際に必要となる、マンション共用部からユーザ宅までの光屋内配線について、**NTT 東西がマンションデベロッパー等と提携して、独占的に棟内の光屋内配線を敷設する事例が増加し、マンション内ユーザが競争事業者の FTTH サービスに切り替えることが事実上不可能になっているとの指摘がある。**

同様の論点が議論された 2009 年の接続ルール答申においては、NTT 東西が設備を設置する光配線方式の割合が少なかったこと等もあり、①(法的位置づけ)一種指定設備と整理する必要はない、②(転用ルールの扱い)ただし、先行事業者によるユーザのロックイン効果は高いため転用ルールの必要性・有用性は高い、と整理された経緯がある⁷²。

72 接続ルール答申においては、NTT 東西のマンション向け FTTH サービスのうち光配線方式の割合が当時約 3%(NTT 東西平均)であったこと等を踏まえ、「マンション向け屋内配線の扱いについては、事業者設置や事業者外設置の屋内配線が混在する中で、NTT 東西の FTTH のシェアとマンション向け屋内配線のシェアは、連動しない面がある。(中略)上記を踏まえ、FTTH のマンション向け屋内配線は、戸建ての場合と異なり、依然、一種指定設備に該当すると整理することは必ずしも適切ではなく、今後とも屋内配線の設置状況を注視していくこととする。」としている。

NTT 東西のマンション向け FTTH サービスのうち光配線方式の割合は、その後、17%(NTT 東日本)、16%(NTT 西日本)に増加している(2011 年 3 月時点)。**現在、関係事業者間で、光屋内配線の転用に向けたトライアルについて検討がなされているものの、東日本大震災の影響もあり実施には至っておらず、転用をする際に関係事業者間の協議により定めるべき事項の整理も進んでいない。**

光配線方式	マンション共用部に光分岐装置・光端子盤を設置し、光ファイバ回線を用いて各利用者宅まで屋内配線を敷設する方式
LAN配線方式	マンション共用部にLANスイッチ・パッチパネルを設置し、LANケーブルを用いて各利用者宅まで屋内配線を敷設する方式
VDSL方式	マンション共用部にVDSL装置・メタル端子盤を設置し、メタル回線を用いて各利用者宅まで屋内配線を敷設する方式

イ 主な意見

接続事業者からは、「今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF 室内に複数事業者の回線終端装置の設置スペースを確保可能とするとともに、NTT 東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」を指定設備化して開放を義務化するなど、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザ単位で再利用可能となるようルールを整備すべき」との意見が示されている。

NTT 東西からは、「マンション向け屋内配線については、接続ルール答申において、事業者設置・事業者外設置のものが混在していること等を理由として、一種指定設備に該当すると整理する必要はないとされており、また、同答申で、屋内配線の転用は、事業者間の相互転用が前提とされていることから、同社としては、これらを踏まえ、既に事業者間協議を行っているところであり、まずはそれに委ねるべき」との意見が示されている。

ウ 考え方

マンション向け屋内配線の設置形態には光配線方式、LAN 配線方式、VDSL 配線方式の3種類があり、そのうち光配線方式が NTT 東西のマンション向け FTTH サービスに占める割合は、接続ルール答申時(2009年10月)には約3%であったが、2011年3月末時点では約17%(NTT 東日本)、約16%(NTT 西日本)まで上昇している。

これに対し、VDSL 方式は接続ルール答申時には約97%であったが、2011年3月末時点では約80%(NTT 東日本)、約84%(NTT 西日本)に低下している。

以上の状況は光屋内配線の法的位置づけを変えるまでには至っていないと考えられ、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当である。

他方、転用ルールについては、マンション向け FTTH の場合、マンション一棟ごとに一の事業者が契約を獲得する場合が多く、屋内配線の転用が出来ない場合には、既存事業者による顧客のロックイン効果が一層高くなることから、屋内配線を転用する必要性・有用性は戸建て向け FTTH の場合より高いと考えられる。

この点、マンションの設備設置形態は千差万別であり、転用ルールの整理に当たっては、具体的な要望内容を整理する必要がある。現在 NTT 東日本と KDDI の間で具体的なマンションにおける相互転用協議を続けている状況にあることから、これを引き続き注視することとし、転用手続きや条件等の転用ルールに係る具体的な内容が出来る限り速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当である。

これにおいて確証に足りうる定量的なデータは持ち合わせていないが、この敷設の条件において、その建築物の持ち主や管理者(家主、デベロッパー、賃貸事業者など)に対し、その建築物の借主(一般消費者、店子など)から発生する月額利用料金等の売上を還流させる事例がある、と聞き及ぶものである。

しかしながら、それと同じ状況が、競合の接続事業者殿にも発生しており、NTT殿の光ファイバー回線契約(フレッツ光など)を一般消費者が望むにも関わらず、その工事の許可が得られない、という事例を聞き及ぶものである。

その事例において、最も聞き及ぶのは、CATV事業者殿の提供するインターネットサービスである。

それら事情により、NTT殿の光ファイバー回線の敷設を妨げられた結果、一般消費者がメタル回線によるインターネットサービスを継続せざるを得ない事は、NTT殿がメタル回線を維持する理由の1つになり得ると考えられる。

以上の事から、NTT殿がメタル回線を維持する理由に成り得る、NTT殿の光ファイバー回線の敷設を妨げている事例について、定量的なデータ把握と開示を、本検討会に求む。また、その定量的なデータおよび定性的なデータ把握については、内閣府 消費者庁が所管官庁である、**独立行政法人 国民生活センター**との連携が望まれる。

なお、CATV市場が要因となり、NTT殿がメタル回線を維持する理由になり得る、かつNTT殿の光ファイバー回線の敷設を妨げるになり得る事例の最大推定数は、591万世帯～2792万世帯の範囲になる、と考えられる。

ケーブルテレビの現状

平成24年12月 総務省 情報流通行政局 地域放送推進室

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/pdf/catv_genijyou.pdf

放送サービス利用世帯数: **約 2,792 万世帯 (世帯普及率: 約 51.5%)**、事業者数: 550

放送の伝送方式

FTTH 方式+HFC(Hybrid Fiber Coax)方式+同軸方式=224(FTTH 方式のみ:158)

HFC 方式+同軸方式=293

同軸方式のみ=33

CATV インターネット接続サービス契約者数: **約 591 万世帯**、事業者数 361

(注意:本資料より、数値のみ抜粋引用)

またその、このCATVの市場シェアについては、下記資料の通り、KDDI殿が平成25年(2013年)の秋にその50%のシェアを持つに至ると見込まれる。

KDDI と住友商事が J:COM を共同買収、CATV シェア 50%超へ
2012/10/24 20:19 INTERNET Watch
http://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/20121024_568316.html



(非開示)

この状況において、KDDI殿の社長は、日経ビジネスにおけるインタビューにて以下の見解を示されている。

日経ビジネス 2012年12月10日「さよなら、電話」

もし光回線サービスを手がけるのが NTT だけになってしまうと、設備競争が成り立たなくなり、改めて国有化などの議論が出てくる可能性もあります。市場全体を見渡せば、今の状況は NTT にとっても悪い話ではないと思います。何とか設備競争ができるようなところまではそっとしておいてほしいというのが私の本音です。



(非開示)

しかしながら、この設備競争の必要性とは、事業者の利益確保ではなく、対価を支払う事で最終的な便益を得る

利用者の為である。居住や入居する建築物によってその選択肢がなくなる事は、利用者の利益を損なう事になる。

以上の事から、NTT殿のみならず、KDDI殿を含むCATV事業者殿の商慣習によって、利用者や接続事業者の不利益になっていないか、その公正競争の検証を、メタル回線のコスト要因波及も含めて本検討会に求む。

なお、これを解決する為には

- 第一種通信事業者ならびにケーブルテレビ事業者の敷設する建築物を含むその線路施設は、その敷設した第一種通信事業者ならびにケーブルテレビ事業者の独占的利用は、これを認めない。
- 第一種通信事業者ならびにケーブルテレビ事業者は、建築物を含むその線路敷設において、競合事業者による単独ならびに複数利用の線路敷設、および既設線路の利用共用を妨げてはならない。

とする事で、メタル回線、光ファイバー回線、ケーブルテレビ回線の既存ならびに新規の線路施設および線路設備において、そのオープン化とアンバンドル化を進めていくべきである、と考えられる。

また、NTT殿のメタル回線の既存線路については、NTT殿が光ファイバー回線に置き換える場合においては、ケーブルテレビ事業者が、その有料放送の提供役務を妨げられる事が無いよう、放送法(旧有線テレビジョン放送法、および旧電気通信役務利用放送法を含む)の下、事業領域を担保する事で、このNTT殿の光ファイバー回線を用いてインターネットサービスの提供を行わずとも、その有料放送の提供役務を既存利用者ならびに新規利用者に対して提供できる環境を、法令等によってその権利を確保するべきである、と考えられる。

これにより、どの第一種通信事業者ならびにケーブルテレビ事業者がその線路を敷設したとしても、現在総務省が検討を進めている、「4K・8K(スーパーハイビジョン)」、「スマートテレビ」の利用環境の整備となる事で、わが国の放送分野の発展にも期する基盤となる事が求められる。

特に、この「放送サービスの高度化に関する検討会」の第2回会合にて、4K・8K(スーパーハイビジョン)放送のロードマップが発表され、かつその伝送路において、東経124/128度のCSデジタルやCATV、IPTVを前提に検討される事になった。

この事からも、第一種通信事業者ならびにケーブルテレビ事業者の双方の伝送路になりうる、光ファイバー回線への移行が求められると考ええると共に、その遅れがこのロードマップの進捗を妨げる事があってはならない。

放送サービスの高度化に関する検討会

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bcservice/

放送サービスの高度化に関する検討会(第1回会合)配布資料

第1回(平成24年11月12日)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bcservice/02ryutsu12_03000059.html

資料1-1「放送サービスの高度化に関する検討会」開催要綱(案)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000186847.pdf

1 目的

光ファイバー、衛星その他有線・無線メディアにおける伝送容量やCPUの処理能力の飛躍的向上など、通信・放送サービスを取り巻く環境は大きく変化し、個々のサービスの高度化に加え、通信・放送相互の連携による利便性の高いサービスの提供が、さらに容易に実現可能な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、通信・放送サービスに関する今後の取組について、平成24年7月、情報通信審議会から、「4K・8K(スーパーハイビジョン)」、「スマートテレビ」、「ケーブル・プラットフォーム」の3分野について提言が行われた。本検討会は、以上の提言を踏まえ、その具体化に必要な事項を検討することを目的とする。

放送サービスの高度化に関する検討会(第2回会合)配布資料

第2回(平成25年2月28日)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bcservice/02ryutsu12_03000061.html

資料2-1 スーパーハイビジョンに関する検討状況

<前略>

2. 伝 送 路

上記1に示した状況や、有線、無線各伝送路の特徴等にかんがみ、4K、8K に関するロードマップにおける伝送路に関する部分については、以下の事項を踏まえて策定することが必要。

① 当面の対象伝送路

スーパーハイビジョン(4K、8K)の放送サービスについては、

・東経 124/128 度 CS、ケーブルテレビや IPTV

・新たな帯域である東経 110 度 CS の左旋

などを活用していくこと。

② 新たな周波数利用が可能となった場合

衛星等において、今後新たな空き周波数が確保されるなど、既存の視聴者に影響を与えない範囲で、新たなサービスを導入できる環境が整う場合、そうした空き周波数が確保されるメディアでのサービスの導入については、電波の有効活用施策の面からも検討が必要。

3. 時間軸

<中略>

(2) 時間軸の設定に関する考え方

本来は、4K 及び 8K 放送についても、現時点での技術水準を踏まえた上で、上記の事項について最も適切と考えられる内容を新たに検討、決定の上、放送開始することが望ましい。

しかしながら、

- ① 2014 年にも欧米の放送事業者において 4K 放送が開始される可能性が指摘されていること、
- ② 4K 及び 8K 放送について、可能な限り早期に、我が国の視聴者の目に見える形で示すことが望ましいと考えられること、
- ③ 地デジ移行期の状況等を踏まえると、上記②のタイミングとしては、大規模なスポーツイベントの実施時期が望ましいこと、

等の事情を勘案すれば、本年以降の時間軸については、上記の技術事項に関する作業と並行して、以下のような時期を目安として進めていくことも考えられる。

時期	考えられる対応
2014年 (ブラジル(リオ)・ワールドカップの開催年)	関心を持つ視聴者が 4K を体験できる環境整備を図る
2016年 (リオ・オリンピックの開催年)	関心を持つ視聴者が 8K を体験できる環境の整備を図る
2020年 (オリンピックの開催年:開催地未定)	4K、8K 双方の視聴が可能なテレビの普及を図る。

<以下略>

それはまた、ケーブルテレビにおける放送サービス利用世帯数が約 2,792 万世帯 (世帯普及率:約 51.5%)である事に対し、CATV インターネット接続サービス契約者数は約 591 万世帯(放送サービス利用世帯数の約 21% (=591 万世帯/2792 万世帯))である事からも、このスーパーハイビジョンやスマートテレビの普及によって、放送コンテンツをきっかけとしたインターネットサービスの普及や進化を伴ったサービス競争が期待されるものである。

以上の事から、この光ファイバー回線の敷設問題や、メタル回線の存在が、「放送サービスの高度化に関する検討会」にて4K・8K(スーパーハイビジョン)放送の伝送路として示されたCATV、IPTVの進捗を妨げる事はないか、本検討会の検証を求む。

また、これら線路敷設における諸事情において、

- ① NTT殿が建築物業者殿等と提携して、独占的にその建設物に、その光屋内配線を敷設する事例がある事
- ② NTT殿の光ファイバー回線の敷設を妨げる事で、一般消費者がメタル回線によるインターネットサービスを継続せざるを得ない事

によって、メタル回線のコストが発生する事がかんがみれば、本検討会は、本報告書(取りまとめ)にて、光ファイバー回線の敷設コストや宅内等工事コストを削減した普及方法についての調査報告、実施検討ならびに移行検討の勧告も含むべきではないか?と考えるものである。

特に、インターネットサービスの利用用途が、スマートハウスやスマートビルなど、その建築物の電力管理にも拡がりつつあることを踏まえれば、国土交通省や経済産業省の管轄にも及ぶものである。

以上の事から、中国工業・情報化部(工業・情報化省)、中国住房・城郷建設部(住房・城郷建設省)の政策を参考に、新築物件のみならず、既存物件においても、複数の事業者が利用可能な光ファイバー回線の住宅設備への設置基準の策定と奨励を国土交通省や経済産業省との連携の下で実現する事を提言する。

新築住宅の光ファイバー化 4月1日より実施

「人民網日本語版」2013年4月1日

<http://j.people.com.cn/95952/8190270.html>

(非開示)

New regulations to boost China's broadband infrastructure

Staff Reporter 2013-01-08 12:17 (GMT+8)

<http://www.wantchinatimes.com/news-subclass-ent.aspx?cid=1102&MainCatID=11&id=20130108000054>

(非開示)

(非開示)

意見（２－３） 本検討会は、接続事業者殿がメタル回線から光ファイバー回線へのマイグレーションを行う場合において、そのNTT殿の負うコストを抑制させる為の方策について、情報通信審議会に対し、早急な検討を行うよう勧告を行うべきではないか？

主旨

本検討会ならびに情報通信審議会に対し、NGNのオープン化に対するブロードバンド管申の考え方に基づき、『①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」という考え方に基づき、③「過度な経済的負担がないことに留意」』した、NTT殿と接続事業者殿の双方のコスト抑制効果のあるアンバンドルについて提言する。

日経ビジネスにおけるNTT殿の現社長（平成21年～22年に開催された、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース：（第16回）関係事業者・団体からのヒアリング」におけるNTT殿の代表出席者であり元副社長）がインタビューにて示された、『ブロードバンド時代を見越して、大容量が保証され、非常にセキュリティーの高い NGN(次世代ネットワーク)を構築してきましたが、想定ほど利用されていません。こうしたものを必要としないプレーヤーがどんどん出てきたからです。いいネットワークはコストがかかるし維持が大変です。』に基づき、このコストが各接続事業者や利用者に及ばぬ為に、NGNのアンバンドル化を進めるよう提言する。

また、本報告書(案)では触れられていない、「メタル回線＋光ファイバー回線＋NGNの一体管理」によって、メタル回線へのコストがどのように配賦されているか、本検討会の検証を求む。

根拠ならびに詳細説明

本検討会は、本報告書(案)の中で、

本報告書(案) 第1章 メタル回線接続料に関する環境変化に伴うメタル回線コスト見直しの必要性

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)のメタル回線は、電気通信事業者のネットワークと利用者宅を結ぶアクセス回線等として、NTT東西の加入電話のほか、接続事業者の直収電話やDSLサービスの提供等に使用されている。

近年、ブロードバンドサービスの需要の拡大に対応する形で、FTTHの普及が進んでおり、その影響でメタル回線の需要は年々減少している。他方、メタル回線の接続料は、その提供に要する設備について発生した実績費用について、当該設備の実績需要で除することにより算定されていることから、メタル回線の需要の減少に伴い接続料は上昇傾向にある。

このような状況においても、接続事業者がメタル回線を用いて提供している直収電話及びDSLサービス等については依然として一定程度の利用者が存在している。現在、接続事業者によりメタル回線を用いてDSLサービスが提供されている地域には未だ光サービスが提供されていない地域も存在しており、接続料の上昇の程度によっては、当該地域における当該接続事業者によるサービス提供が困難となり、利用者等に多大な影響を与えることも考えられる。

こうした状況を背景に、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成23年12月20日。以下「ブロードバンド答申」という。)において、「移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、ユニバーサルサービス制度との関係にも配慮しながら、①未利用芯線コストの扱い、②メタルの耐用年数、③施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線の配賦方法といったコストの検証を行い、更なる適正化に向けた検討を行っていくことが適当」とされている。

本報告書は、以上を踏まえ、メタル回線の接続料算定の在り方について、更なる適正化及び予見可能性の向上に向け、コストの検証等を行うものである。

と指摘している。

また、**前記意見(1-4)「本検討会は、平成22年12月の情報通信審議会答申における「ユニバーサルサービス制度の見直しの背景」を理解しているのか？」**で引用した通り、『早期に「光の道」を実現するためには、メタルの加入電話の提供義務が「光の道」の中心的技術となる光ファイバの整備に抑制的な影響を与える可能性を回避することが必要』とされているところである。

このことから、ブロードバンド答申では、NGNのオープン化に向けたアクセス回線におけるサービス競争の現状について、以下の通り検証を行っているが、接続事業者殿から示されているサービス競争促進に関する提案に対し、NTT殿よりそのサービス実現に対するコスト負担の増加を反論されているところである。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申

平成23年12月 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html

第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第2章 NGNのオープン化によるサービス競争の促進

3 アクセス回線におけるサービス競争の現状

NGN と NTT 東西の加入光ファイバは一体として構築され連携して機能するため、加入光ファイバのオープン化は、NGN(特に伝送交換機能)のオープン化の在り方と密接に関連している。このため、NGN のオープン化の検討にあたり、アクセス回線におけるサービス競争についても今回検討を行うことが適当である。

<中略>

(3) 接続事業者から示されているサービス競争促進に関する提案

ア 接続事業者からの提案

上述のアクセス回線における設備競争の現状を踏まえ、接続事業者からは以下の提案が示されている。

- ① GC 接続類似機能のアンバンドル(PSTN の GC 接続と同様、NTT 東西の NGN を構成するルータのうち最も加入者寄りのルータを利用しつつ、アクセス回線として NTT 東西の光ファイバを利用する形態(接続料原価は、收容ルータと光ファイバのコスト))
- ② 光のファイバシェアリング(既存の集約スイッチを利用し、メタルのラインシェアリングと同様に、音声サービスは NTT 東西、ネットサービスは接続事業者が提供する形)
- ③ 波長重畳接続機能のアンバンドル(放送波を通信波に重畳する形で光ファイバ回線を共有(フレッツテレビ)する場合と同様、異なる周波数帯を確保し、追加的な通信波を重畳してサービスを提供する形態)

これらの提案に対しては、NTT 東西から、以下の反論が示されている。

① GC 接続類似機能のアンバンドル

- 收容ルータ上部に振り分けスイッチの開発、導入が必要
- また、オペレーションシステムの開発等が必要
- コストがかさみ、低廉なサービス提供に支障 等

② 光のファイバシェアリング

- OSU 上部に事業者振り分け装置が必要
- ユーザ単位に公平にパケットを送るための機能も必要
- 利用者宅にも新たな装置が必要
- コストがかさみ、低廉なサービス提供に支障 等

③ 波長重畳接続機能のアンバンドル

- 追加的な通信用の周波数について、国際標準化されたものはない

イ 考え方

上記 3 つの提案については、いずれも加入光ファイバ接続料における分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであることから、現在分岐単位接続料の設定の是非に係る検討が進められている。39 情報通信行政・郵政行政審議会(接続委員会)において、FTTH 市場における競争を一層促進し、ブロードバンドの普及促進を図るため、技術面・経済面を含む多角的な観点から検討を行うことが適当である。

39 2011 年 3 月の平成 23 年度以降の光ファイバ接続料の認可時に「引き続き検討」とされており、平成 24 年度光ファイバ接続料に係る補正申請に向けて 2011 年 10 月 24 日の接続委員会で再開されている。

このNTT殿の反論は、接続事業者殿によるサービス競争を拒む理由になると同時に、その実現コストが接続料等に乗せられる事で、新たなコスト負担になる事も否めないのが事実である。また、その実現コストは、メタル回線のコストの在り方にも密接になる事は、**実際はNTT殿が「メタル回線と光ファイバー回線を一体管理」している事**からも、本検討会にも影響を与えている、と考えられる。

一方、ブロードバンド答申では、NGNのオープン化に向けて、アンバンドルの考え方を以下の様に示している。その中でも注目したい部分は、その当時の情報通信審議会がアンバンドルするとの判断にまで至らなかった根拠である。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申

平成 23 年 12 月 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html

第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第4章 事業者対応

5 NGN の段階的発展に対応したアンバンドルの考え方

ア 現状

一種指定設備のオープン化(アンバンドル)については、**電気通信事業法(第 33 条)、接続料規則(第 4 条)、一種指定設備の指定に関する告示**を根拠とし、一種指定設備の機能毎にそれぞれ接続料及びインターフェースを定めることで実現しているが、具体的な機能のオープン化にあたっては、**①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」という考え方に基づき、③「過度な経済的負担がないことに留意」しつつ判断している。**

< 中略 >

ウ 考え方

アンバンドルは、他事業者が多様な接続を実現するためのものであり、**アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時よりも接続料は低減することとなり、それが利用者料金の低減や多様なサービス提供に繋がれば、電気通信市場における競争促進にも資することから、積極的に推進すべきものとされている。**

この観点から、PSTN 等については、必要な機能のアンバンドルを行い、競争ルールを適時適切に整備してきたところである。

他方、NGN の構築・普及期には、具体的な提供形態やニーズが把握しやすい既存の機能(例: IP 電話サービスに係る機能)をアンバンドルする一方、具体的な提供形態が明確ではなかった NGN 固有の機能についてはサービス開始段階ではアンバンドルの必要性はないと判断した経緯がある。

しかし、その後 3 年が経過し、NGN は既存の光提供エリア全域をカバーし「発展期」に移行しているが、新たな機能のアンバンドルは行われていない。この背景には、競争事業者から様々な利用ニーズは示されたものの、現在のアンバンドルの考え方(①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」、③「過度な経済的負担がないことに留意」)に照らし、**アンバンドルするとの判断にまで至らなかった事例が複数存在している。**

【現在のアンバンドルに関する考え方に基づき生じた課題(例)】

要望事項	要望主体	時期	答申等における主な検討要素	当時の対応方針
■ SIPサーバによるNGNのプラットフォーム機能	テレサ協他	H20.3 NGN答申	① (要望が具体化していないため)	要望する事業者が具体的な要望をもとに東西と協議することが適当
■ イーサネットサービスに係る機能(CUGタイプ)	KDDI他	H20.3 NGN答申	② (他事業者に抜ける通信とNTT東西の網内折返し通信を区別できないため)	PVCタイプのみアンバンドル
■ Bフレットの接続料化(キャリアズレート化)	イー・アクセス他	H20.3 NGN答申	② (特定のISPのみに接続先を限定できないため)	まずは加入光ファイバ1芯接続料の低減化を行うべき
■ NGNのGC接続類似機能	フュージョン、ソフトバンク他	H21.10 接続ルール答申	②、③ (收容ルータへ振分機能を追加することが必要となり、多大なコストがかかるため)	PSTNからIP網への移行が進展する中で、アンバンドルについて検討を深めることが適当
■ 加入光ファイバの1分岐単位での接続料の設定	ソフトバンク、関西BB他	H20、H23加入光ファイバ接続料認可申請時	②、③ (振分スイッチの開発や全国的な実装等が必要となり、多大なコストがかかるため)	平成24年度接続料に係る乖離額の補正申請に向けて引き続き検討を継続

このような状況に鑑み、創意工夫で新たなサービスを生み出すことが期待されている NGN の特性や、PSTN からのマイグレーションの動向も踏まえ、NGN における公正競争環境を整備し、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、今後必要となる機能の取扱いに関し、技術的可能性、経済的負担といった点も踏まえながら、NGN の段階的発展に対応したアンバンドルの考え方を以下のとおり整理することが適切である。

なお、マイグレーションの進展に適切に対応し、競争環境を一層整備する観点から、このような整理に加え、その他にも考慮すべき適切な要素があれば時宜に応じた追加・見直しを行っていくことが望ましい。

① 具体的な要望があること

「具体的な要望があること」を基本としつつも、「オープン化が可能なインターフェースはまずオープン化を行うべき」との主張もなされていることに鑑み、以下に該当する各機能に関し、具体的な要望の有無との関連を見直すことが適当である。

- PSTN(及びアクセス回線)においてアンバンドルされている機能で、NGN へのマイグレーション後も NTT において提供予定のユーザサービスを実現するために必要と認められる機能
- PSTN においてアンバンドルされている機能は、競争環境の異なる NGN において必ずしもその全てを実現すべきとまではいえないものの、NGN へのマイグレーションに伴い PSTN で実現していた公正競争環境が著しく損なわれる場合に、事業者及び利用者の積極的な移行を促進するため、マイグレーション期間中、こうした競争環境の変化を NGN において真に補完する必要があると認められる機能
- PSTN において実装されていない機能ではあるが、事業者の創意工夫を阻害しないことに留意しつつも、オープン化されることで NGN の利活用やブロードバンドの普及促進につながると認められる機能

他方、NTT 東西からは、「具体的な要望もない中で、様々な事業者の要望を当社が想定し開発を行ったとしても、実際には利用されることのない機能まで開発を行うことになりかねず、徒に開発コストが嵩むこととなる」との主張がなされていることも踏まえ、上記機能がアンバンドルされた場合の「利用ニーズ」という意味での「具体的な要望」は競争事業者から示されることが適当である。

② 技術的に可能であること

この点については、平成 8 年答申において、「実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなす」と整理されていたことや、電気通信分野における技術革新のスピードも踏まえ、**技術的に不可能でない限り、技術的に実現可能な範囲の機能を特定した上で、必要なアンバンドルを行うと整理することが適当**である。

なお、現時点では技術的に不可能でない場合であっても、その後の段階的な設備更改を経て対応可能となることがあるという点も留意することが必要である。

③ 過度に経済的な負担がないことに留意

この考え方は、NGN の構築期における競争ルールを整理した NGN 答申において追加的に示されたものであり、**新たな機能のアンバンドルを実現することが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大な追加的コストを要する場合もあって、NTT 東西にとっての過度な経済的負担を念頭に置いたものである。**

他方、アンバンドルされた機能に係るコストは接続料という形でその機能を利用する事業者から回収されることとなる点に着目すると、接続事業者にも影響が及ぶものであることにも留意する必要があると考えられる。

こうした理解にたった上で、以下の例に照らせば、新たな機能のアンバンドルを行ったとしても、NTT 東西が追加的コストについて当該機能を利用する接続事業者から適切に回収できる場合には、「過度な経済的な負担」に当たるとは必ずしもいえないと整理することが適当である。

(例)2011 年度からの加入光ファイバ接続料は、3 年間の将来原価を設定することで投資コストを回収すると整理するとともに、将来の需要予測の不明確性から、実績コストと実績収入の差分(乖離額)を後年度に調整することを特例的に認めた経緯がある。

また、以下の例に照らせば、システム改修等の追加的コストが高額であっても、順次改修等を行い、接続料原価に算入していく場合は、公正な競争環境に照らし、「過度な経済的負担」に当たるとは必ずしもいえないと整理することが適当である。

(例)NGN のサービス提供エリアが段階的に拡大されたことに対応し、接続約款の認可にあたり、アンバンドルされた機能についても段階的に提供エリアを拡大することを実行上認めている。

なお、上記考え方に基づき必要な機能を適切にアンバンドルしたとしても、オペレーションシステムや網改修のコストが高騰した結果、接続料が相当程度の水準となる場合、接続事業者にとってはアンバンドルされた当該機能の利用が現実的とはいえず、十分な競争環境が整備されたとはいえない結果が生じうる場合がある。

この点、上述のアンバンドルの目的・効果(「他事業者が多様な接続を実現するためのものであり、アンバンドル以前、すなわち他の設備・機能とバンドルされていた時よりも接続料は低減することとなり、それが利用者料金の低減や多様なサービス提供に繋がれば、電気通信市場における競争促進にも資する」)に留意しつつ、NGN のオープン化を進めることが適当である。

以上の事から、その接続事業者殿が、NTT殿に対してアンバンドル化を進める為の要望を行う場合は、そのアンバンドル化に必要な導入コスト(イニシャルコスト)を、接続事業者殿とNTT殿が応分する事、ならびに接続事業者殿が全負担する事によって、接続料金自体(主に回線管理運営費)を下げていく方法が考えられる。

なお、その導入が考えられるのが、平成22年(2010年)3月10日に発表された、複数の接続事業者殿による実証実験である。

FTTH サービス市場におけるお客様利便性向上の実現に向けた取組みについて

～複数事業者による NTT 仕様 OSU 共用の検証結果～

2010年3月10日 イー・アクセス株式会社 KDDI 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンク BB 株式会社 株式会社ビック東海

http://www.softbankbb.co.jp/ja/news/press/2010/20100310_01/

イー・アクセス株式会社、KDDI 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンク BB 株式会社、株式会社ビック東海の5社は、このたび、**FTTH サービス市場における競争活性化に向けた取組み**の一環として、OSU 共用の実現性について検証を行いました。OSU 共用とは、FTTH サービスのシェアアクセス方式(アクセス系光ファイバを分岐する方式:[別紙 1](#)[PDF]参照)に用いられる OSU(光信号伝送装置:最大 32 ユーザを収容)等を複数事業者で共用するもので、日本電信電話株式会社(以下、「NTT」)外販許諾品の OSU を用いたラボ環境の検証及び東日本電信電話株式会社(以下、「NTT 東」)の OSU 等と接続した環境(以下、「商用設備環境」)での検証により、**技術的にも運用面においても共用が可能であることが確認できました。**

この実証実験は、ブロードバンド答申に示された、『①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」という考え方に基づき、③「過度な経済的負担がないことに留意」しつつ判断』に該当し得る十分条件を満たす、と考えられる。

なぜならば、この実証実験が行われた背景として、

- ① いわゆる『光ファイバー回線の1分岐貸し』が、接続事業者殿から『具体的な要望』として挙げられている事
- ② その『具体的な要望』が『技術的に可能であること』が示された事
- ③ NTT 殿においてオペレーションシステム等の改修に多大な追加的コスト(主にイニシャルコスト)を要するのであれば、それは接続事業者殿が、(A)NTT 殿に発生するコストを原価ベースでその負担を賄う(B)接続事業者殿自身がそのシステム等をNTT 殿に設置する、という方法で解決し得ると考えられる事

からである。

以上の事から本検討会ならびに情報通信審議会に対し、NGNのオープン化に対するブロードバンド答申の考え方に基づき、『①「具体的な要望があること」、②「技術的に可能であること」という考え方に基づき、③「過度な経済的負担がないことに留意」した、NTT殿と接続事業者殿の双方のコスト抑制効果のあるアンバンドルについて、提言する。

なお、NTT殿の現社長(平成21年(2009年)～22年(2010年))にかけて開催された、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース:(第16回)関係事業者・団体からのヒアリング」におけるNTT殿の代表出席者であり元副社長)である、鶴浦博夫氏のインタビューによると、NGNのコストは、NTT殿自身の負担になっている事を告白されていると共に、NGNを必要としない接続事業者殿の存在を認識されている事が分かる。

日経ビジネス 2012年12月10日「さよなら、電話」

ブロードバンド時代を見越して、大容量が保証され、非常にセキュリティーの高いNGN(次世代ネットワーク)を構築してきましたが、想定ほど利用されていません。こうしたものを必要としないプレーヤーがどんどん出てきたからです。いいネットワークはコストがかかるし維持が大変です。設備投資と費用を抑えて、2016年3月期までに売上高設備投資比率(CAPEX)を15%まで削減する目標を立てました。

(非開示)

このNTT殿自身の抱えるNGNのコスト高とは、各接続事業者殿や利用者にも影響が及んでいる事を示唆する。

以上の事から、本検討会は、本報告書(取りまとめ)にて、NGNのコストがメタル回線のコストにも影響を与える事踏まえて、このコストが各接続事業者や利用者にも及ばぬ為、そのコスト削減の余地として、NGNのアンバンドル化を進めるよう提言する。

また、本報告書(案)では触れられていない、「メタル回線+光ファイバー回線+NGNの一体管理」によって、メタル回線へのコストがどのように配賦されているか、本検討会の検証を求む。

意見(2-4)

本検討会は、本報告書(取りまとめ)にて、情報通信審議会に対し、メタル回線に係る業務(加入電話、第一種公衆電話、直収電話など)について、MVNOによる無線回線サービスでの移行実施検討ならびに選択性導入検討の勧告も含むべきではないか?

主旨

そもそもとして、利用者は、電話サービスやブロードバンドサービスを楽しみたいのであり、メタル回線を維持して欲しい訳では無い、と考えられる。この事から、PSTNからIPの移行にともなう諸課題に伴うコスト負担が上昇する事は、利用者が自身の利益になるとは理解されないだろう。

1.9GHz帯無線アクセスシステム(λシステム)は、国内の高コスト地域向けの老朽メタルケーブルの更改ツールとして開発され、サービス稼働していた実績がある事から、本検討会ならびに情報通信審議会に対し、ユニバーサル制度の該当を含む電話サービスの提供を目的としていた事を踏まえ、メタル回線に係る業務(加入電話、第一種公衆電話、直収電話など)について、MVNOによる無線回線サービスへの移行ならびに選択性導入の検討を提言する。また、その1回線当たり卸売価格は、現状のメタル回線の接続料金以下になる事が望ましく、MVNO事業者間の公正な価格競争やサービス競争によって、各接続事業者や利用者の便益が高まる事を期待する。

それでも尚、メタル回線の維持を必要とする特定利用者や特定事業者は、掛かるユニットを専用線として調達し、正当なコストを負担する事で、NTT殿を含む通信事業者ならびに接続事業が応分する接続料金、および利用者転嫁となるユニバーサルサービス料課金など、そのメタル回線を要因とする全てのコストを除外できる、と考える。

根拠ならびに詳細説明

本報告書(案)においては、メタル回線から光ファイバー回線へのマイグレーションについてのみを指摘している。

しかしながら、情報通信審議会のブロードバンド答申においては、

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申

平成 23 年 12 月 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html

第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための 競争政策の在り方について

第1章 はじめに

②モバイル市場の競争促進 ブロードバンドの普及促進のため、FTTH 等の固定ブロードバンドのみならず、近年高速・大容量化が進展しているワイヤレスブロードバンドの普及促進が重要な課題となっている。

とある。

また、本報告書(案)「第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性」にて示唆されているのは、メタル回線ならびに光ファイバー回線のコストを構成する、減価償却費、施設保全費等、回線管理運営費のいずれにおいても、上昇が見込まれる、という示唆であるが、この問題とは、ブロードバンドサービスを必ずしも求めている需要に対しても影響がある事が懸念されるものである。

加えて、情報通信市場の全体需要においては、必ずしもブロードバンドサービスを求めている事も事実である。この加入電話およびISDNにおける加入契約の合計は、約3,400万加入である。

電気通信サービスの加入契約数等の状況(平成 24 年 9 月末)。

平成 24 年 11 月 21 日 総務省 総合通信基盤局料金サービス課

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/index.html

別紙 http://www.soumu.go.jp/main_content/000186978.pdf

1 加入電話及びISDN

平成24年9月末の加入電話及びISDNの加入契約数の合計は 3,432.8 万加入で、前年同期(平成23年9月末)の 3,766.0 万加入と比較して、8.9%減となっています。

また、前期(平成24年6月末)との比較では 2.2%減となっています。

NTT東西の加入電話及びISDNの加入契約数の合計は 2,990.3 万加入で、前年同期(平成23年9月末)の 3,283.7 万加入と比較して、8.9%減となっています。また、前期(平成24年6月末)との比較では 2.2%減となっています。

そもそもとして、この利用者は、電話サービスやブロードバンドサービスを楽しみたいのであり、メタル回線を維持して欲しい訳では無い、と考えられる。また、PSTNからIPの移行にともなう諸課題に伴うコスト負担が上昇する事は、利用者が自身の利益になるとは理解されないだろう。

その意味でも、加入電話の住宅用基本料額の最高額は、ユニバーサルサービス制度において示されている、適格電気通信事業者(NTT 東・西)の提供する価額である、「1700 円」(平成24年度)を超えない事が求められる。

以上の事から鑑みれば、メタル回線に課せられている義務、ならびに業務については、モバイルサービスへの移行や、モバイルサービスによる選択性導入も含むべきである、と提言するものである。

なお、日本における固定無線アクセス技術ならびにサービス実績としては、平成10年(1998年時点)において、

NTTアクセスサービスシステム研究所:1.9GHz 帯無線アクセスシステム(λシステム)

<http://www.an-sl.ntt.co.jp/history/wireless/wi0201.html>

1.9GHz 帯無線アクセスシステム(λシステム)は、アナログ電話サービスの提供を中心とした、無線を用いたアクセスシステムです。加入者が点在している平原地帯や、離島などの小規模需要が数多くある地域など、国内の高コスト地域向けの老朽メタルケーブルの更改ツールとして開発しました。

本システムは、ARIB((社)電波産業会)により標準化された、PHS(Personal Handy-phone System)と同様のエアインタフェースを用いており、他の FWA(Fixed Wireless Access: 固定無線アクセス)システムに比べて装置コストが安価であり、早期かつ経済的に通信設備を構築することが可能です。

(非開示)

という事例がある。

この事から、1.9GHz 帯無線アクセスシステム(λシステム)は、開発された当時、ユニバーサル制度の該当を含む電話サービスの提供を目的としていた事が伺える。

また、近年の無線アクセス技術動向では、

- ① PHS、3G、LTE、WiMAX、AXGP を用いた、IP 電話サービスの導入 (VoLTE 技術等)が見込まれる。
- ② 米国の事例として、FCC は、2003 年 10 月より、固定電話から携帯電話への番号持ち運び制度(ナンバー・ポータビリティ)の適用を義務付けている。

全面実施が始まった米国電気通信分野の番号持ち運び制

(DRI テレコムウォッチャー 2003 年 12 月 1 日号)

http://www.dri.co.jp/dri_f/watcher/2003/tw/12012003.htm

米国の電話番号持ち運び(ナンバー・ポータビリティ)は、1997 年から固定電話相互について実施されているが、FCC は 2003 年の後半、この分野における規則制定に大きな努力を傾注、**ついに同年 10 月 24 日から、携帯電話相互間、携帯電話から固定電話、固定電話から携帯電話に対しても持ち運びを義務付ける裁定を下した。**

この事から、0AB～J 番号(市外局番と市内局番から構成される固定電話の番号(東京 23 区の場合:「03-xxxx-xxxx」))の IP 電話サービスを、無線回線サービスによって提供する事は可能である、と考えられる。

なお、提供価格である基本料を含む加入電話に相当する範囲については、光 IP 電話の範囲と同等とする事が適当である、と考える。

総務省 ユニバーサルサービス制度

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/index.html

<電話のユニバーサルサービス>

国民生活に不可欠な通信サービスである、加入電話(基本料)又は**加入電話に相当する光 IP 電話**(※)、**第一種公衆電話(総務省の基準に基づき設置される公衆電話)**、**緊急通報**(110 番、118 番、119 番)は、日本全国で提供されるべきサービスとして、基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置づけられています。

(※)加入電話に相当する光 IP 電話は、2011 年に追加されたもので、**加入電話並みの基本料金(月額)で提供されるもの**が対象となります([詳しくはこちら](#))。

総務省 ユニバーサルサービス制度

加入電話に相当する光 IP 電話の範囲

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/universalservice/kanyu.html

2010 年 12 月の情報通信審議会答申を踏まえ、基礎的電気通信役務の対象となる光 IP 電話は、以下の[1]~[4]のいずれにも該当するものとしています。

<以下、一部引用>

[1] 加入電話を提供する者が提供する電気通信役務であること

[2] 0AB~J 番号を使用する音声伝送役務であること

[3] **固定端末系伝送路設備に係る回線のすべての区間が光信号伝送用であるもの**

[4] **基本料金の額が次のいずれかであること**

- 1 **適格電気通信事業者(NTT 東・西)が提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額(1700 円)を超えないものであること**
- 2 自治体 IRU 地域においては、適格電気通信事業者(NTT 東・西)の提供する加入電話の住宅用基本料額の最高額(1700 円)に当該額の 1 割に相当する額を加えた額(1700 円×1.1=1870 円)未満であること
- 3 当該光電話役務の提供区域における当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る事情、提供の方法等からみて、上記 1 又は 2 に相当するものとして別に告示で定めるもの

《備考》

○ 基本料金の定義

- 利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する 1 月当たりの料金(1 月に 1 回の支払い方法でない場合には、1 月当たりに換算した額となる。)としています。
- 付加的な機能やこれに類するもの(屋内配線使用料、端末レンタル料、ユニバーサルサービス料等)の料金は含めないこととしています。

よって、これら無線回線を用いた 0AB~J 番号サービス(上引用の加入電話に相当する光 IP 電話の範囲における 2010 年 12 月の情報通信審議会答申を踏まえれば、[3]の変更、ならびに[1] [2] [4]の適用)の実施検討、ならびに移行検討を勧告するべきである。

そして、その『[3] **固定端末系伝送路設備に係る回線のすべての区間が光信号伝送用であるもの**』において、1.9GHz 帯無線アクセスシステム(λシステム)や FWA(fixed wireless access)を適用させる、という事が考えられる。

FWA fixed wireless access

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/word/page/10008755/>

(非開示)

PHS-WLL PHS wireless local loop

<http://itpro.nikkeibp.co.jp/word/page/10008411/>

(非開示)

なお、その場合は、無線回線を用いた 0AB～J 番号サービスを提供する場合の、メタル回線とのコスト面での比較検証に加えて、

「ネットワークの IP 化に対応した電気通信設備に係る技術的条件」のうち

「IP 移動電話端末の技術的条件等」一部答申

平成 24 年 9 月 27 日 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban05_03000137.html

0AB～J 番号を使用する IP 電話の基本的事項に関する技術的条件

情報通信審議会からの一部答申

平成 19 年 1 月 24 日 総務省総合通信基盤局電気通信事業部 電気通信技術システム課

http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/258151/www.soumu.go.jp/s-news/2007/070124_3.html

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申

平成 23 年 12 月 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html

第 I 編 電話網から IP 網への円滑な移行の在り方について

第 3 章 利用者対応

- 1 円滑な移行に向けた取組
- 2 維持・廃止されるサービスの分類の妥当性
- 3 各サービスに係る課題

に基づく技術的条件ならびにサービス提供が実現し得るかについての検討も合わせて必要とされると考えられる。

また、過去に実施されていた、NTT東日本殿の「B フレッツ」における FWA のメニュー(26GHz 帯)ならびに PHS-WLL(PHS wireless local loop)が廃止された背景についての理由ならびに分析が必要になると考える。

尚、PHS-WLL は、NTT殿が既にそのサービス提供を行っていない事、その無線帯域を所持していない事をかんがみると、ウィルコム殿に対しても、その実現性ならびにコスト性について、意見を求める必要がある、と考える。

加えて、NTT 東西殿を含む加入電話や直収電話を提供する事業者が、無線網を有していない事をかんがみれば、このメタル回線に係る業務（加入電話、第一種公衆電話、直収電話など）については、MVNOによる無線回線サービスでの実施が、利用者や事業者の円滑な移行を促す事への十分条件を満たす為の絶対必要条件になる、と考えられ、その1回線当たり卸売価格は、現状のメタル回線の接続料金以下になる事が望ましく、MVNO 事業者間の公正な価格競争やサービス競争によって、各接続事業者や利用者の便益が高まる事を期待する。

その場合は、米国FCCの政策を参考に、ナンバー・ポータビリティ制度の見直しも必要とされる、と考える。

なお、これにより、本報告書(案)において、NTT殿が除却や撤去の方がコストが掛かるという理由としていた、

資料13

資料14

メタルケーブルを除却・撤去可能な複数条設置区間は限定的

- ・現実の設備量を見てみると、ケーブルが複数条敷設されている区間は、20%程度。
- ・上記に加え、実際の収容替えにあたっては、以下の条件を満たす必要があり、対象区間は更に限定される。
 - 通話品質：集約先のケーブルに切り替えた後も伝送損失が規定値を上回らないこと
 - 必要対数(基本設計工程)

：収容替え、撤去する2つのケーブルの必要対数の和が集約ケーブルの対数未満であること

基本検討・詳細設計の難しさ

- ・収容替え及び撤去工事を行うための設計は、対象となるケーブルに収容されている全ての末端までの方路ごとの需要を積み上げ、各方路の分割状況や需要の発生状況を考慮したうえで集約可能であるかどうかの判定及びお客様毎に収容変更先の芯線の決定を行う。
- ・これは、新たに設備構築をする場合の設備設計をするに等しい。

を解決する事に加え、代替サービス運用の実現によるメタル回線の絶対必要性が無くなる地域やユニット単位のメタル回線路線網へのユニバーサルサービス制度の不適用が可能になり、除却・撤去が可能になる、と考えられる。

それでも尚、メタル回線の維持を必要とする特定利用者や特定事業者は、掛かるユニットを専用線として調達し、正当なコストを負担する事で、NTT殿を含む通信事業者ならびに接続事業が応分する接続料金、および利用者転嫁となるユニバーサルサービス料課金など、そのメタル回線を要因とする全てのコストを除外できる、と考える。

意見（2-5） NTT殿がNTT法の第一条（目的）ならびに第三条（責務）を果たせないのであれば、情報通信審議会は、総務省の「ICT 重点技術の研究開発プロジェクト」に対し、光サービス市場への移行に資する研究開発を行うよう勧告を行うべきではないか？ 内閣官房は、「IT戦略会議」において、「日本経済再生本部」の示す成長戦略に資する光サービス市場への移行の施策を立案すべきではないか？

主旨

わが国における本当の課題は、ブロードバンド答申のメタル回線コストの在り方で示された、『特に、現在メタル回線を用いて DSL サービスが提供されている地域には、未だ光サービスが提供されていない地域も存在しており、そのような地域の利用者は光サービスへの移行もできないまま、コストの増分を負担するか利用そのものを諦めることとなり得ること。』であり、光サービスが提供されない事で、地域の発展ができず、衰退していく事なのである。

本検討会が本報告書(案)において、NTT殿が提供するメタル回線のコストが、今後わが国の経済や国民生活に負担となる事を予見している事をかんがみれば、最先端技術に対してのみ、その技術の研究開発を行うのではなく、総務省は、このメタル回線から光サービス市場に対し、利用者や事業者の円滑な移行を促す事に資する研究開発を行うべきである。

内閣官房は、「IT政策の立て直し」との総理指示、ならびに日本経済再生本部の示す成長戦略の実現には、光サービス市場への移行が不可欠である事をかんがみれば、IT戦略会議にて、その成長戦略に資するメタル回線から光サービス市場への移行施策を立案すべきである。

根拠ならびに詳細説明

現政権においては、「**国家戦略の1丁目1番地は IT 戦略**」と示され、「**IT政策の立て直し**」との総理指示がある。

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(第60回)議事次第
 平成25年3月28日(木) 総理大臣官邸4階大会議室
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai60/gijisidai.html>

資料5: 今後のIT政策の進め方について
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai60/siryu05.pdf>

IT戦略本部・IT政策

総理指示: IT政策の立て直し

情報通信技術(IT)政策担当大臣は関係大臣と協力して、省エネ社会の実現、遠隔医療の実現、自宅で働ける環境の整備等幅広い分野でIT技術が活用される世界最高水準のIT社会を実現すべく、IT政策の立て直しを検討すること。

「第1回産業競争力会議の議論を踏まえた当面の政策対応について」(抜粋)
 (第3回日本経済再生本部(平成25年1月25日))

資料6: IT戦略本部有識者本部員懇談会での有識者本部員よりの主なご意見
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai60/siryu05.pdf>

1. 総論

(1) IT 戦略は国や社会を変えるベースとなるインフラ(国家戦略の1丁目1番地は IT 戦略)。

もちろん、それは固定網や無線網などの物理的インフラだけを指している訳では無い。「各省庁が管轄するあらゆる規制・制度を時代に適した法制度、規制に変革していくことが非常に重要である」、とも指摘されている。また、インターネット等のハード面の整備は進んできた、という指摘もある。

しかしながら、平成25年(2013年)1月23日に開催された、内閣官房 日本経済再生本部の「第1回 産業競争力会議」の民間議員の配布資料においても、ICT による成長を目指すと共に、立地競争力を比較する資料の中で、電話月額基本料ならびにインターネット月額利用料金の高さを指摘されるものがある。

第1回 産業競争力会議 配布資料 平成25年1月23日

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/dai1/siryu.html>

資料6-2 榊原議員提出資料

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/dai1/siryu6-2.pdf>

参考② 日本と韓国の立地競争力(投資関連コスト)比較

単位:ドル

項目	詳細	韓国(ソウル)	日本(横浜)	韓国/日本
賃金(製造業)	作業員(月額)	1696	3953	0.43
	エンジニア(月額)	2156	5008	0.43
	課長層(月額)	3075	6790	0.45
土地購入・工業団地 賃料	土地購入価格(/m2)	267	453	0.59
	工業団地賃料(/m2・月)	0.19	16.47	0.01
通信費	電話月額基本料	4.48	106.04	0.04
	インターネット月額基本料	26	87	0.30
電気料金	産業用(/kWh・月)	0.06	0.16	0.38
水道料金	産業用(/m3・月)	0.01	2.73~5.93	~ 0.00
ガス料金	産業用(/m3・月)	0.68	0.82	0.83
輸送	コンテナ(対米向、40F)	1700	2648	0.64
税制	法人実効税率(%)	24.20	35.64	0.68
	付加価値税(%)	10	5	-

(注)・為替レートは対円では1ドル=77.19円、対ウォンでは1ドル=1160.50ウォンで換算。
 ・日本の法人実効税率は12年度のものだが、12年度以降の3年間課される復興特別法人税(法人税額の10%)を含んでいない。
 (出所:財務省(12年4月)、JETRO資料(12年1月調査)より東レ作成)

この産業競争力会議で配布された資料が比較した年次は、平成24年(2012年)におけるコストである。この時点で、わが国は韓国と比較して数倍もコスト負担を強いられている事が理解できる。

一方、本検討会における本報告書(案)において示された内容は、そのコストの原価となる接続料金の上昇を見込んでいる。これは、消費者価格のみならず、企業の調達コストが上昇する要因となるものである。

また、NGNが、企業の成長を阻んでいると指摘され、その規制緩和の必要性を指摘するものもある。

資料6-9 三木谷議員提出資料 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkaigi/dai1/siryou6-9.pdf	
Factor 4: 「国際展開力・経営力」 達成するための打ち手 (2/2)	
▶ ガラパゴス規制の撤廃による、企業の国際展開力を育成する環境の整備	
▶ 地デジ ▶ 医療 ▶ 通信ネットワーク(NGN) ▶ 電波運用	
▶ 企業経営に競争原理を導入するための、オープンな資本市場の確保 ▶ 過度な買収防衛策の違法化 ▶ 株式持ち合いの解消	
24	

これらの指摘は、内閣官房の「日本経済再生本部」ならびに「IT 戦略本部」が掲げる成長戦略の実現を妨げる要因になると危惧せざるを得ない。

加えて、前記意見(2-2)で示した通り、ICT成長戦略会議の「放送サービスの高度化に関する検討会」の第2回会合にて、4K・8K(スーパーハイビジョン)放送のロードマップが発表され、かつその伝送路において、東経124/128度のCS デジタルやCATV、IPTVを前提に検討される事になった。

この事からも、第一種通信事業者ならびにケーブルテレビ事業者の双方の伝送路になりうる、光ファイバー回線への移行が求められると考えたと共に、その遅れがこのロードマップの進捗を妨げる事があってはならない。

これら、そのコストを抑制させる実質実効的な手段を、何かしらの理由において総務省が政策として実行できなければ、それは、今後わが国の経済発展や国民生活を豊かにしていく事が出来なくなる、と危惧せざるを得ない。

・・・本来であれば、それはNTT殿が実現すると期待されるものだった。

なぜならば、NTT殿の存在とは、NTT法においてはじめて規定され、その目的、事業、責務は以下の通りに明記されているからである。このNTT法の理念を順守し推進する事業体として、会社法の下での事業法人であるNTT殿の存在がここに明記されているからである。

<p>日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年十二月二十五日法律第八十五号) 最終改正:平成二三年六月一日法律第五八号 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S59/S59HO085.html</p> <p>(目的) 第一条 日本電信電話株式会社(以下「会社」という。)は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社がそれぞれ発行する株式の総数を保有し、これらの株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p>2 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「地域会社」という。)は、地域電気通信事業を営営することを目的とする株式会社とする。</p>

(事業)

第二条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使をすること。

二 **地域会社に対し、必要な助言、あつせんその他の援助を行うこと。**

三 **電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと。**

四 前三号の業務に附帯する業務

2 会社は、前項の業務を営むほか、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。この場合において、会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

3 地域会社は、その目的を達成するため、次の業務を営むものとする。

一 それぞれ次に掲げる都道府県の区域(電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務省令で別に定める区域。以下同じ。)において行う地域電気通信業務(同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務をいう。以下同じ。)

イ 東日本電信電話株式会社にあつては、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

ロ 西日本電信電話株式会社にあつては、京都府及び大阪府並びにイに掲げる県以外の県

二 前号の業務に附帯する業務

4 地域会社は、次の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

一 前項に掲げるもののほか、地域会社の目的を達成するために必要な業務

二 それぞれ前項第一号により地域電気通信業務を営むものとされた都道府県の区域以外の都道府県の区域において行う地域電気通信業務

5 地域会社は、前二項に規定する業務のほか、第三項に規定する業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、同項に規定する業務を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務を営むことができる。この場合において、地域会社は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。

(責務)

第三条 会社及び地域会社は、それぞれその事業を営むに当たっては、常に経営が適正かつ効率的に行われるように配意し、国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与するとともに、今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性にかんがみ、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及を通じて我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。

<以下略>

しかしながら、NTT殿は、この責務である『今後の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割の重要性』をかんがみているのだろうか？

現在のNTT殿の『電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及』が、『我が国の電気通信の創意ある向上発展に寄与し、もつて公共の福祉の増進に資する』のだろうか？

平成24年度版の情報通信白書を見る限り、それが成されてきたとは言えないのである。

本当の課題は、ブロードバンド答申の「第4章 事業者対応 — 1 PSTN における競争環境の維持 — (3) メタル回線コストの在り方 — ウ 考え方」で示された、

○ 特に、現在メタル回線を用いて DSL サービスが提供されている地域には、未だ光サービスが提供されていない地域も存在しており、そのような地域の利用者は光サービスへの移行もできないまま、コストの増分を負担するか利用そのものを諦めることとなり得ること。

であり、光サービスが提供されない事で、地域の発展ができず、衰退していく事なのである。

この課題に対し、どうして解決への意思決定が図られないのか？

総務省 平成 24 年版 情報通信白書

第 1 部 特集 ICT が導く震災復興・日本再生の道筋

第 5 節 地域成長力をけん引する ICT

2 地域における成長と ICT

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/nc115200.html>

地域における ICT の利活用を通じた地域活性化については、これまでの情報通信白書において、現状や課題等を取り上げてきた。今回は、特に ICT と地域経済成長の観点に焦点を当て、**情報通信産業の地域展開による地域発展の可能性やブロードバンド整備等の ICT 基盤整備・利活用促進が農林水産業など地場産業の活性化や企業誘致に与える影響等について、アンケート調査による自治体の意向や先進的な事例の調査結果を踏まえ、分析を行う。**

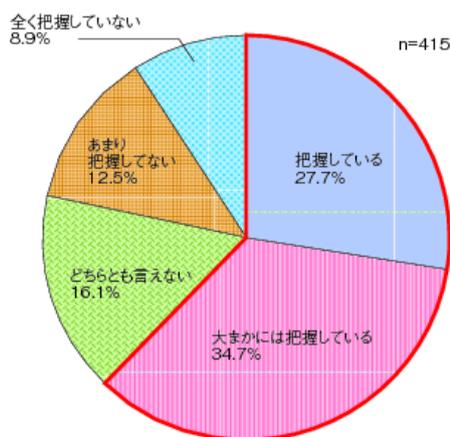
(2)ICT 基盤整備による企業誘致・産業集積促進

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h24/html/nc115220.html>

ア 企業誘致における ICT インフラ整備についての自治体の評価

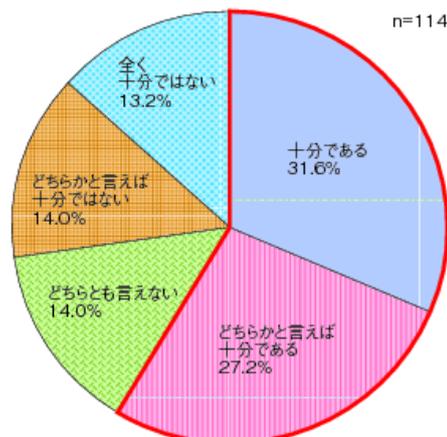
ICT 基盤整備は企業立地や産業誘致にどのような影響を及ぼしているだろうか。まず、企業誘致に取り組む自治体のうち、誘致地区での ICT の整備水準についての把握状況を尋ねたところ、約 6 割の自治体が ICT の整備水準を把握している(図表 1-5-2-8)。「把握している」自治体に整備水準への評価をたずねると、58.8%の自治体が自らの地区の ICT の整備水準を肯定的に評価しているが、**全く十分ではないとした意見も 13.2%存在した**(図表 1-5-2-9)。

図表 1-5-2-8 ICT 整備水準の把握の有無



(出典)総務省「地域における ICT 利活用の現状及び経済効果に関する調査研究」(平成 24 年)

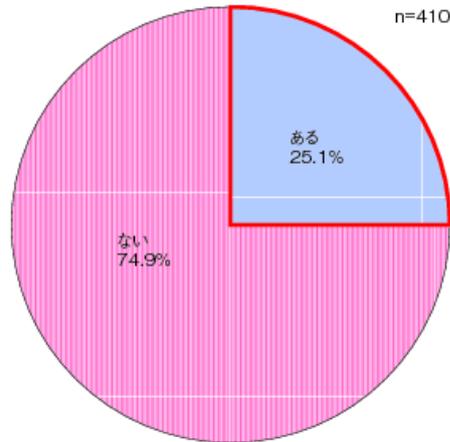
図表 1-5-2-9 ICT 整備水準への評価



(出典)総務省「地域における ICT 利活用の現状及び経済効果に関する調査研究」(平成 24 年)

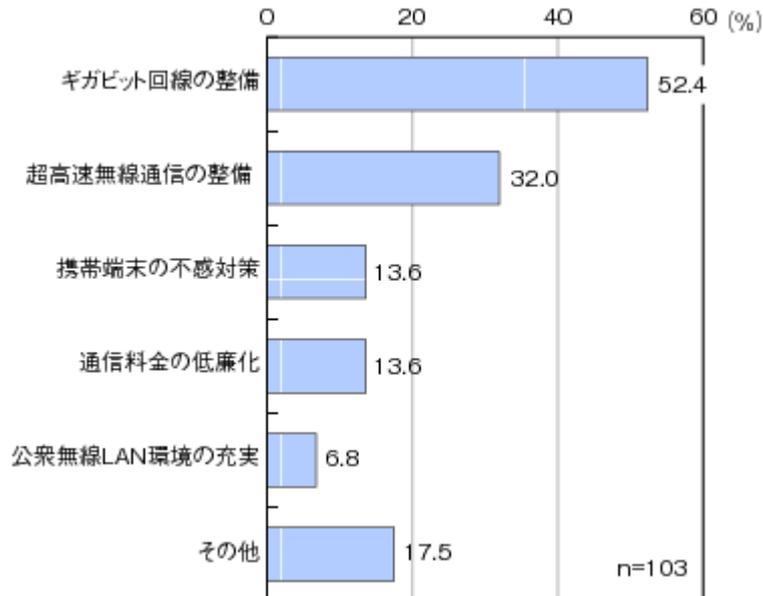
行政区域内に進出した企業から、ICT インフラ環境について拡充の要望を聞くことがある自治体は、誘致に取り組む自治体の 25.1%であり、その具体内容は「ギガビット回線の整備」(52.4%)、「超高速無線通信の整備」(32.0%)と超高速ブロードバンド整備に係るものが多い(図表 1-5-2-10 及び図表 1-5-2-11)。情報通信産業にとどまらず、幅広い産業分野において ICT 利活用が進む中で、企業誘致においてもブロードバンド・ネットワークの整備が必要条件となりつつあることがうかがえる。

図表 1-5-2-10 進出企業から ICT インフラ環境の要望を聞いた経験



(出典)総務省「地域における ICT 利活用の現状及び経済効果に関する調査研究」(平成 24 年)

図表 1-5-2-11 要望の具体内容



(出典)総務省「地域における ICT 利活用の現状及び経済効果に関する調査研究」(平成 24 年)

その状況の解決と共に、ブロードバンド答申に示された、

- 『IP 網への移行を進めるに当たっては、計画的な移行の影響を受ける利用者や事業者を減らし、積極的な移行を行う者が増やすことが円滑な移行に資するとの観点』
- 『予見性と継続性を重視し、PSTN の IP 網への移行を踏まえたメタル回線における適正なコスト算定といった公正競争環境の維持が重要な課題となる。』

に対する十分条件を満たせれば、それはわが国の発展に期するとは言えないのである。

…非常に残念な事ではあるが、本検討会が本報告書(案)において、NTT殿が提供するメタル回線のコストが、今後わが国の経済や国民生活に負担となる事を予見する事をかんがみれば、総務省は最先端技術に対してのみ、その技術の研究開発を行うのではなく、このメタル回線から光サービス市場に対し、利用者や事業者の円滑な移行を促す事に資する研究開発を行うべきである。

また、内閣官房は、「IT政策の立て直し」との総理指示、ならびに日本経済再生本部の示す成長戦略の実現にあたっては、このメタル回線から光サービス市場への移行が不可欠である事をかんがみれば、IT戦略会議にて、その成長戦略に資するメタル回線から光サービス市場への移行の施策を立案すべきである。

意見（２－６）

本検討会は、情報通信審議会に対し、そのコストが上昇する場合は、NTT 殿のアクセス回線を構造分離・資本分離の実施検討になる旨を報告すべきではないか？ またNTT 殿の経営の在り方がメタル回線のコストになっていないかの検証ならびに今後の予見性を高める為にNTT 殿のガバナンスとマネジメントの改善を望む。

主旨

本検討会は、ブロードバンド答申に基づき、情報通信審議会に対し、そのコストが上昇する場合には、NTT 殿のアクセス回線を構造分離・資本分離の検討措置の実施要件に値する旨を報告すべきである、と提言する。

NTT法の第一条(目的)ならびに第三条(責務)を果たせないのであれば、それは経営陣の問題である。優秀な人材が研究開発する創意工夫が、今後のわが国の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割を担えないのは、それは経営陣の問題である。本検討会が、本報告書(案)の「第1章 メタル回線接続料に関する環境変化に伴うメタル回線コスト見直しの必要性」において、その大前提として焦点を合わせるべきコストの発生要因は、このNTT 殿の経営の在り方ではなかったのだろうか。

また、メタル回線ならびに光ファイバー回線の在り方について、その最高経営責任を持つ所在、ならびに窓口の所在が、NTT 殿の組織内においてどのように機能しているのか、そのガバナンスとマネジメントの存在が見えない事が全ての予見性を妨げる要因である事をかんがみ、情報通信審議会に対し、その改善を求む。

根拠ならびに詳細説明

本検討会は、平成23年12月の情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(以下、「ブロードバンド答申」と記す)を踏まえて開催されたものである。

また、その目的は、メタル回線の接続料算定の在り方について、更なる適正化及び予見可能性の向上に向け、コストの検証等を行う事を掲げている。その接続料は、ブロードバンド答申によると、以下の通りに扱われるものとされている。

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申

平成23年12月 情報通信審議会

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000039.html

第Ⅱ編 ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方について

第5章 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等

1 公正競争環境の検証の在り方

2010年12月に総務省が策定・公表したブロードバンド普及促進のための「基本方針」においては、「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」(以下「ICT 政策タスクフォース」という。)79 合同部会の最終取りまとめに盛り込まれた措置について、次のような観点から、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後 3 年を目途に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行うこととしている。

- － NTT 東西における規制の遵守状況
- － **料金の低廉化**や市場シェア等の動向
- － 「光の道」構想に関する取組状況 等

また、包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、更なる措置について検討を行う必要があるとした上で、特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ポ

トルネック設備の更なるオープン化や、**構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化**など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行うこととされている。

この「基本方針」を踏まえ、毎年度の継続的なチェックのための新たな公正競争環境の検証のための仕組み等を検討することが必要となっている。

< 中略 >

(2) ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の創設

ウ 考え方

(イ) ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証

「基本方針」に掲げられた「**料金の低廉化**や市場シェア等の動向」の観点については、「基本方針」の目標にかんがみ、ブロードバンドに係る「基盤整備率」と「基盤利用率」を定点観測しつつ80、料金や市場シェアの推移状況等を評価することが適当である。**料金については、利用者料金に加えて接続料も補完的なデータとして活用し**、市場シェアについては、契約数ベースのシェアと回線数ベースのシェアの推移状況を観測すべきである。また、実効速度等の利用条件を含む利用環境についても併せて評価することが望ましい。

本報告書(案)が、「第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性」で示唆する通り、メタル回線ならびに光ファイバー回線のコスト上昇を見込むのであれば、これは、ブロードバンド答申が公正競争環境の検証の在り方で示す通り、NTT殿の構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行うに値する、と考える。

以上の事から、本検討会は、本報告書(取りまとめ案)にて、情報通信審議会に対し、そのコストが上昇する場合には、NTT 殿のアクセス回線を構造分離・資本分離への検討措置の実施要件に値する旨を報告すべきである、と提言する。

加えて、NTT法の第一条(目的)ならびに第三条(責務)を果たせないのであれば、それは経営陣の問題である。優秀な人材が研究開発する創意工夫が、今後のわが国の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割を担えないのは、それは経営陣の問題である。

- 本検討会を通じて明らかになったNTT殿が示すメタル回線の接続料が、どうして今後のわが国の社会経済の進展に果たすと言えるのか？
- NTT殿による「メタル回線と光ファイバー回線の一体管理」の継続が、どうして今後のわが国の社会経済の進展に果たすと言えるのか？
- NTT殿の現社長自身が認識しているNGNの需要不足の背景と、そのNGNのコストや維持の大変さを、接続事業者殿や利用者の負担と捉えずに、かつその解決に必要な「メタル回線＋光ファイバー回線＋NGNの一体管理」におけるアンバンドル化を進めずに、どうして今後のわが国の社会経済の進展に果たすと言えるのか？

本意見書で述べてきたそれら率直な疑問について、NTT殿の経営陣は、NTT法の第一条(目的)ならびに第三条(責務)を踏まえて、どのように返答されるのだろうか。

どうして、このPSTN網からIP網への進化において、NTT殿に所属する優秀な人材が研究開発する創意工夫が、今後のわが国の社会経済の進展に果たすべき電気通信の役割を担えていないのだろうか。

本検討会が、「第1章 メタル回線接続料に関する環境変化に伴うメタル回線コスト見直しの必要性」において、その大前提として焦点を合わせるべきコストの発生要因は、このNTT殿の経営の在り方ではなかったのだろうか。

また、メタル回線ならびに光ファイバー回線の在り方について、その最高経営責任を持つ所在が、NTT殿の組織内においてどのように機能しているのか、そのガバナンスとマネジメントの存在が見えていないと感じる物である。

現在は、その円滑な移行が不可能な状態である事を含む要因とするメタル回線のニーズがあるからこそ、「コスト」として本検討会において議論をされているが、本当に需要が無くなれば、そもそもとして、このメタル設備の全てがNTT殿の不良資産となる可能性を認めない。これは、NTT殿の株式の33.3%を持つ、日本国の国富を棄損する懸念を感じざるを得ない。

また前記意見(1-5)「本検討会は、「会計研報告書に基いた減価償却の在り方」ならびに「IFRSの導入を踏まえた減価償却」について、検討を行うべきではないか？」で示した通り、NTT殿はIFRSの導入時期をどのように考えておられるのだろうか？

財務省 金融庁 企業会計審議会においても現在は議論の途中であり、その時期は不明だが、上場企業に対して強制適用する事も視野に入れられている事から、NTT殿に対して、総務省のみならず、財務省から意向調査を行うべきではないだろうか？(NTT殿の株主は財務大臣でもある)

いずれにせよ、このマイグレーションにおいては、経営者の決断や部門の統率力が問われる事であろう。本報告書(案)では触れられていないが、移行に掛かる接続事業者との折衝(費用コストならびに時間コスト)を含めて、そのガバナンスとマネジメントの存在が外部から見ても明確になる必要が求められるのではないか？

以上の事から、メタル回線ならびに光ファイバー回線の在り方について、その最高経営責任を持つ所在が、NTT殿の組織内においてどのように機能しているのか、そのガバナンスとマネジメントの存在が見えていないことをかんがみ、情報通信審議会に対し、その改善を求む。

意見(2-7)

情報通信審議会は、本報告書(案)に示されたコスト上昇と、平成22年に提案されていた、「アクセス回線会社」を設立した場合とのコスト比較の検証を行うべきではないか？ この「アクセス回線会社」については総合評価型の提案方式を導入する事で実現性を高めるべきではないか？ また、内閣官房は、「IT戦略会議」において、「日本経済再生本部」の示す成長戦略に資するアクセス回線会社の在り方への施策を立案すべきではないか？

主旨

本検討会ならびに情報通信審議会に対し、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」においてソフトバンク殿が提案されていた「アクセス回線会社」を導入した場合におけるメタル回線のコスト削減効果を検証すると共に、ソフトバンク殿に対しコスト削減の為に必要な措置を聴取すべき、と提言する。

その当時、KDDI殿、イーアクセス殿、テレコムサービス協会殿からも、「アクセス回線会社」の実現を求めていた事をかんがみ、これら各事業者に対し再聴取すると共に、ソフトバンク殿の提案以外の「アクセス回線会社」実現策について、その検討を行うべき、と提言する。

加えて、NTT殿自身が、NTT法の第一条(目的)ならびに第三条(責務)を果たし得るその経営の在り方に基いた上で、会社法の下での事業法人であるNTT殿の存在が実現し続け得る為の規制強化・アンバンドル化ならびにNTT殿のアクセス回線を構造分離・資本分離する方法について、「アクセス回線会社」を含む検討を、NTT殿の経営判断として行われる事をここに望む。

また、内閣官房は、「IT政策の立て直し」との総理指示、ならびに日本経済再生本部の示す成長戦略の実現には、光サービス市場への移行が不可欠である事をかんがみれば、IT戦略会議にて、その成長戦略に資する「アクセス回線会社」の在り方について、その検討を行うべき、と提言する。

それらの検討に向けても、本報告書(案)によって諸課題が明らかになった事が、本検討会の開催の最大の効果であったと認識する。本検討会の構成員に対し、ここに御礼を申し上げる。

根拠ならびに詳細説明

平成23年(2011年)12月の「ブロードバンド答申」の策定にあたっては、平成21年(2009年)~22年(2010年)にかけて、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/global_ict/)が開催され、「光の道構想自体」の検討が行われていた。

その当時のソフトバンク殿の提案によると、

国民の皆様にお話ししたいことがあります「光の道」実現のための新提案を記者会見で発表
2010/11/08 ソフトバンク株式会社

http://www.softbank.co.jp/ja/news/sbnews/sbnow/2010/20101108_01/

現在のNTT 東日本およびNTT 西日本のアクセス回線部門は、メタル回線と光回線を二重運用しているため、年間約 2,900 億円もの赤字を出しています。このメタル回線の維持費が、光回線の料金を高止まりさせる原因のひとつとなっています。そこで、アクセス部門を分離して新会社を設立し、メタル回線から光回線に置き換える工事を、全国で計画的に行いコスト効率を上げることが重要になります。メタル回線の撤去後はメンテナンスコストが大幅に抑制できるため、光回線への置き換え工事が一段落する 6 年目には、この新会社は十分に黒字が出ると、ソフトバンクでは試算しています。その結果、新たに税金を投入する必要はなく、光回線の料金もメタル回線と同等額程度(1,400 円)で提供でき、また全国での工事により地域格差も解消できます。さらに光回線の敷設には、かつてメタル回線の敷設で活躍されたNTT の経験豊富な人材の活躍が期待され、またインフラ整備後は通信事業者間による競争により、安価で高速な光サービスの提供が得られるなど、多くのメリットが考えられています。

光の道の実現に向けた新提案

平成22年10月25日 ソフトバンク株式会社

http://webcast.softbank.co.jp/ja/press/20101025/pdf/press_20101025.pdf

(非開示)

(非開示)

と示されていた。

しかしながら、ソフトバンク殿より提案された内容、ならびにソフトバンク殿を含む接続事業者殿がNTT殿に対し懸念されていた事は、平成22年当時、このタスクフォースのメンバーには十分理解されていなかったと共に、その予期された懸念を防止する事が出来なかった事が、本検討会の本報告書(案)において明らかになったと言える。

また、このタスクフォースのメンバーにおいては、本検討会や本報告書(案)で示された接続会計を伴う諸課題を取り扱うだけの専門性や知見が無い状態で、その判断を見送らざるを得なかった可能性が高い、とも言える。

その一方で、ソフトバンク殿が示した数値については、当時の接続会計から導き出したものであった事から、この接続会計を構成する各項目の不透明さ(「メタル回線+光ファイバー+NGN の一体管理」など)が、そのソフトバンク殿の提案の実証性や実現性を乏しくさせていた可能性がある、とも言える。

以上の事から、本検討会ならびに情報通信審議会に対し、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」においてソフトバンク殿が提案されていた内容を導入した場合におけるメタル回線のコスト削減効果を検証すると共に、ソフトバンク殿に対しコスト削減の為に必要な措置について聴取すべきである、と提言する。

また、情報通信審議会は、本検討会が、それを行わなかった場合においても、情報通信審議会として本報告書(案)に示されたコスト上昇と、平成22年に提案されていた、「アクセス回線会社」を設立した場合とのコスト比較の検証を行うよう、ここに要請すると共に、この「アクセス回線会社」については総合評価型の提案方式を導入する事で実現性を高めるべきではないかと提言する。

その「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」当時には、ソフトバンク殿以外にもKDDI殿、イーアクセス殿、テレコムサービス協会殿からも、「アクセス回線会社」の実現を求めている事をかんがみ、これら各事業者に対し再聴取すると共に、ソフトバンク殿の提案以外の実現策について、その検討を行うべき、と提言する。

加えて、NTT殿自身が、NTT法の第一条(目的)ならびに第三条(責務)を果たし得るその経営の在り方に基いた上で、会社法の下での事業法人であるNTT殿の存在が実現する為の規制強化・アンバンドル化ならびに NTT 殿のアクセス回線を構造分離・資本分離する方法について、その実現提案や経営判断を行う事をここに望む。

なお、内閣官房は、「IT政策の立て直し」との総理指示、ならびに日本経済再生本部の示す成長戦略の実現には、光サービス市場への移行が不可欠である事をかんがみれば、IT戦略会議にて、その成長戦略に資する「アクセス回線会社」の在り方について、その検討を行うべき、と提言する。

特に、ブロードバンド答申に基けば、そのNTT殿のボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化などの措置の検討は、平成25年(2014年)の秋以降になると見込まれる。また、その何かしらの措置の効果が、いつ社会的に波及するかの予測は立てられていない。

また、本意見書にて指摘申し上げてきた通り、光ファイバー回線の新規敷設やメタル回線の撤去においては、「独占禁止法における内閣府 公正取引委員会の管轄分野」、「その入手価格における内閣府 消費者庁の管轄分野」、「敷設や撤去など工事や建築物における国土交通省の管轄分野」、「減損処理における財務省 国税庁の管轄分野」など、幅広い行政分野において諸課題があり、それらは総務省の中だけで解決できるものではない。

「規制の虜」を含めて、意思決定の遅れによる費用コスト・時間コストが、わが国の成長に対し、地方の活力に対し、阻害要因となる事は繰り返してはならない。国民生活や企業活動へのしわ寄せを繰り返してはならない。

もし、それを繰り返すのであれば、政治のビジョン欠落とリーダーシップ欠如が最大要因になってしまうのである。

電子教科書を含む教育の問題解決と進化、遠隔医療を含む人命尊重の問題解決と進化に、けっして遅れがあってはならない。わが国の成長や幸せとは、「私たち一人一人の活躍」によってのみ、それは実現され得るのだから。

以上の事から、内閣官房として、本部長:内閣総理大臣、副本部長:情報通信技術政策担当大臣(IT戦略担当大臣)、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣、および本部長が他のすべての国務大臣で構成される「IT戦略会議」の下で、その成長戦略に資する「アクセス回線会社」の在り方について、その検討を行うべき、と提言するものである。

それらの検討に向けても、本報告書(案)によって諸課題が明らかになった事が、本検討会の開催の最大の効果であったと認識するものである。本検討会の構成員に対し、ここに御礼を申し上げる。

表：報告書（案）の各項目に対する、本意見の対応表

本意見書は、本報告書（案）の結論部分「第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性」への意見であるが、その検証過程である各章においては、以下の通り該当する。

報告書(案)			1. 公正競争環境の下での、 メタル回線の「供給におけるコスト を抑制する為」への意見							2. 公正競争環境の下での、 メタル回線の「供給の必要性を無く す為」への意見							
			意見 (1-1)	意見 (1-2)	意見 (1-3)	意見 (1-4)	意見 (1-5)	意見 (1-6)	意見 (1-7)	意見 (2-1)	意見 (2-2)	意見 (2-3)	意見 (2-4)	意見 (2-5)	意見 (2-6)	意見 (2-7)	
第1章 メタル回線接続料に関する環境変化に伴うメタル回線コスト見直しの必要性	1. メタル回線接続料に関する制度の概要	<序文部分>								●	●	●	●	●	●	●	
		(1) 第一種指定電気通信設備制度		●	●		●										
	2. メタル回線接続に関する環境変化	(2) メタル回線の接続料		●	●		●										
		(1) メタル回線の光ファイバ回線への需要の移行											●	●	●	●	
		(2) ドライカッパ接続料の推移		●	●		●										
	3. メタル回線コスト見直しの検討項目	(3) 固定系ブロードバンドの普及状況												●	●	●	
		(1) メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		(2) メタル回線に係る設備の耐用年数	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		(3) 施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		(4) 回線管理運営費の平準化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	(5) メタル回線コストの見直しの実施の方向性	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
第2章 メタルケーブルの未利用芯線コストの扱い	1. メタルケーブルの未利用芯線の現状	(1) 未利用芯線の現状				●							●	●	●	●	
		(2) 未利用芯線が発生する理由				●				●	●	●	●	●	●	●	●
	2. メタルケーブルの未利用芯線コストに関する考え方	(1) 物理的対応	●			●	●	●	●				●	●	●	●	●
		(2) 会計上の対応	●				●	●	●				●	●	●	●	●
		(3) 接続料算定上の対応	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		(4) メタルケーブルへの新規投資	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		(5) 未利用芯線を含むメタルケーブルに係る施設保全費	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(注) 各意見の根拠ならびに詳細説明については、要旨:P.2~P.5、本文:P.6~P.55に記載

第3章 メタル回線に係る設備の耐用年数	1. メタル回線接続料に係る設備の耐用年数の現状	(1) メタル回線コストにおける減価償却費	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		(2) メタル回線接続料に係る設備の耐用年数	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(3) メタルケーブル等の耐用年数の見直し	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2. 耐用年数の基本的な考え方	(1) 法定耐用年数と経済的耐用年数		●	●		●									●	●	●	●	●	●	
		(2) 経済的耐用年数の算定方法(LRICにおける「経済的耐用年数」との関係)		●	●		●									●	●	●	●	●	●	
	3. メタル回線接続料に係る設備の耐用年数の見直しの方向性	(1) メタルケーブルに係る耐用年数		●	●		●			●						●	●	●	●	●	●	
(2) メタルケーブル以外の設備に係る耐用年数			●	●		●			●						●	●	●	●	●	●		
第4章 施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法	1. 加入者回線に係る施設保全費及びその配賦方法の現状	(1) メタル回線コストにおける施設保全費及びその内訳		●	●	●	●									●	●	●	●	●		
		(2) 施設保全費の配賦方法		●	●	●	●										●	●	●	●	●	
		(3) 施設保全費等の配賦方法の見直しの必要性		●	●	●	●										●	●	●	●	●	
	2. 加入者回線に係る施設保全費等の配賦方法の見直しの方向性	(1) 配賦方法の見直しの考え方		●	●	●	●										●	●	●	●	●	
		(2) 配賦方法の見直し案		●	●	●	●										●	●	●	●	●	
		(3) 考え方		●	●	●	●										●	●	●	●	●	
第5章 回線管理運営費の平準化	1. 回線管理運営費の現状	(1) 回線管理運営費の平準化の経緯		●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 回線管理運営費の推移		●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2. 回線管理運営費の見直しの影響	(1) 平成25年度接続料における平準化の見直しの影響		●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 機能別単金の中期的な見直し		●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
第6章 メタル回線コストの見直しの実施の方向性	1. メタル回線コストの見直しの影響	(1) 減価償却費	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		(2) 施設保全費等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		(3) 回線管理運営費	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2. メタル回線コストの見直しの実施についての考え方	(1) メタル回線コストの見直しに伴う加入光ファイバ接続料への影響	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		(2) 加入光ファイバ接続料への影響緩和の考え方	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3. メタル回線コストの予見性向上	(1) メタル回線接続料の予見性	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
(2) メタル回線の状況		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	